



地域防災力の 充実強化と消防団

新たな
災害環境に対応する
消防団運営

2022

公益財団法人 日本消防協会



は し が き

1923年（大正12年）9月1日の関東大震災から今年は100年を迎えます。この間、災害の様相は地球規模で大きく変化しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大、時期はずれの台風や竜巻、これまでの経験からは考えられないような大雨、土石流、地震、津波等があり、火災についてもフェーン現象下の市街地火災があり、世界各地で山火事等も発生しております。また、災害発生に伴う被害の面では、広域的で大規模な被害もあれば、局地的な災害で深刻な被害をもたらすものも多く発生しております。

一方、社会環境も変化し、人口減、高齢化が大きく進んでいる地域があり、また、社会インフラの老朽化、地域コミュニティの弱体化などが進んでいます。

そのなかで、地域にあっては消防団が中核となりながら、常備消防との緊密な連携のもと、その地域の自然的社会的な状況に応じた対応をすることが益々重要となっており、消防団の役割がますます大きくなっています。現場での活動には一段とご苦心ご苦労が多いと思いますが、消防団の皆さんは、そうした消防使命達成のため、日夜、ご尽力頂いています。深く敬意を表し、心から感謝いたします。

日本消防協会におきましても、微力ですが、一般の方々の防災・減災へのご関心を高めることなどに努めております。そして、現在建設を進めている新しい日本消防会館は、日本消防の総合的な中核拠点として、日本消防の一層の発展、防災・減災の推進に貢献できるものにならなければならないと考えております。

本書は、そのようなことを背景としながら全国各地の消防団の活動事例をとりまとめたものであります。勿論、消防団は、団員の確保、装備の改善など多くの課題に直面していますが、関係者が力を合わせて、何とかこれらの課題を克服するよう努力しなければなりません。消防団活動の現場ではいろいろな課題があると思いますが、そのなかで本書を参考として活用して頂きたいと思っております。

結びに、本書の作成にあたり、貴重なご意見をいただきました消防庁国民保護・防災部地域防災室をはじめ、ご協力いただきました各都道府県消防協会、各消防団及び消防団事務担当者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

公益財団法人 日本消防協会
会長 秋本敏文

2022 地域防災力の充実強化と消防団

～新たな災害環境に対応する消防団運営～

目 次

はしがき	1
目 次	2
令和4年度中の日本消防協会等事業	4
★◀日本消防協会からのお知らせ▶	
消防団活動事例ページのご案内	10
全国消防団PRページへの登録方法	11
第Ⅰ章【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】	
Ⅰ この法律がめざすもの	14
Ⅱ 基本的な考え方	15
Ⅲ 消防団の充実強化	18
Ⅳ 地域防災体制の強化	23
Ⅴ 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会	26
第Ⅱ章【消防団の現状と充実強化方策】	
Ⅰ 消防団の現状	
1 消防団の活動状況	30
2 消防団が抱える課題	31
Ⅱ 消防団の機能と役割	
1 多様な環境下にある消防団の機能と役割	33
2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数	35
Ⅲ 消防団の活性化対策	
1 消防団組織・制度の多様化方策	36
2 消防団と事業所との連携体制の強化	36
3 総務省消防庁の取組	39
第Ⅲ章【消防団活動事例】	
Ⅰ 訓練・災害活動	46
青森県 三沢市消防団	津波避難訓練
岩手県 平泉町消防団	文化財防火訓練～世界文化遺産のまち 平泉～
宮城県 栗原市消防団	令和4年度栗原市総合防災訓練
山形県 東根市消防団	東根市消防団水災害対応訓練
新潟県 新潟市消防団	新潟市消防団消防総合訓練
神奈川県 横浜市港北消防団	横浜市港北消防団 震災対策救助救出訓練
茨城県 つくばみらい市消防団	広域避難訓練の実施～水害に対して鬼怒川下流域初の試み～
山梨県 中央市消防団	多種多様な状況に対応した様々な訓練等の実施
宮崎県 日向市消防団	日向市消防団 防災バイク隊出動
Ⅱ 防災教育	61
北海道 札幌市消防団	札幌市地域防災指導員による防災指導について
千葉県 千葉市消防団	小学生を対象にした消防団PR活動及び防災指導
栃木県 鹿沼市消防団	消防団防災教室 ～将来の担い手の育成～
兵庫県 福崎町消防団	未来の消防団員へ地域防災教育及び加入促進～学校との連携～
鳥取県 境港市消防団	消防団PR活動 みなと学ばー(防)DAY ～Work Work(ワクワク)乗り物大集合!～
岡山県 赤磐市消防団	サッカーJ2 ファジアーノ岡山と連携した 消防団員確保・拡充事業に参加しました!

Ⅲ 地域住民等への広報・PR活動		7 1
埼玉県 秩父市消防団		成人の日における消防団PR活動
長野県 長野消防協会		消防団員募集中！消防団応援スペシャルマッチを開催
岐阜県 輪之内町消防団		輪之内町ふれあいフェスタにおける消防団活動の紹介
京都府 舞鶴市消防団		消防防災パレードによる広報・消防団PR活動と 入団しやすい環境を目指して
大阪府 公益財団法人 大阪府消防協会		コロナ禍での新生活習慣を利用した消防団広報
兵庫県 尼崎市消防団		尼崎市消防団「企画広報分団」×関西国際大学地域防災サークル 「ちーば」 座談会
和歌山県 高野町消防団		子供見守りプロジェクト
福岡県 大牟田市消防団		オリジナルラベル備蓄水～災害に備え消防団をPR～
Ⅳ 消防団員確保対策		8 3
宮城県 仙台市泉消防団		消防団の認知度向上への取組みについて
福島県 相馬市消防団		消防団の認知度向上及び将来の担い手の育成
石川県 小松市消防団		学生団員の入団募集啓発活動を通じて
山口県 防府市消防団		消防団員確保のための広報活動
Ⅴ 組織・装備の強化		9 1
東京都 多摩市消防団		歴史ある消防団活動を見直す「多摩市消防団活動見直し検討委員会」
群馬県 桐生市消防団		市長と消防団との「まちづくりミーティング」の開催について
三重県 四日市市消防団		四日市市消防団 特殊任務隊の発隊について
静岡県 焼津市消防団		どうする焼津市～機能別消防隊の飛躍～
広島県 安芸太田町消防団		消防団活動におけるドローン活用
愛媛県 愛南町消防団		愛南町消防団バイク隊
Ⅵ 消防団員に対する教育訓練		1 0 1
愛知県 豊田市消防団		～消防技術の習得に向けた新たな取組み～ 第1回豊田市消防団警防技術大会
愛知県 碧南市消防団		火災防ぎょにおける視覚的効果を用いた教育訓練
島根県 公益財団法人 島根県消防協会		令和4年度消防団員研修会
大分県 宇佐市消防団		令和4年度 宇佐市消防団防災研修会
鹿児島県 東串良町消防団		災害時における簡易型トリアージ
Ⅶ 消防団協力事業所・サポーター事業		1 0 8
秋田県 大館市消防団		消防団応援の店 ポイントカード事業がスタート！
静岡県 公益財団法人 静岡県消防協会		消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例について
長崎県 長崎市消防団		消防団協力事業所等マップの作成及び入団促進活動
Ⅷ 女性消防団員の活動		1 1 2
石川県 七尾市消防団		七尾市消防団 女性分団
富山県 南砺市消防団		救命率の向上を目指して
徳島県 神山町消防団		女性消防隊の活躍が消防団の力になる
愛媛県 四国中央市消防団		市民に寄り添った活動
Ⅸ その他の活動事例		1 1 7
第Ⅳ章【新たな災害環境に対応する消防団のあり方に関する講座】		
令和4年度実施状況.....		1 2 2

令和4年度中の日本消防協会等事業

1 第29回全国消防操法大会（令和4年10月29日（土）千葉県消防学校）



2 第27回全国女性消防団員活性化徳島大会
(令和4年11月22日(火) 徳島県立産業観光交流センター)



3 ぼうさいこくたい 2022

(令和4年10月22日(土)、23日(日) 神戸市 人と防災未来センター)



秋本日本消防協会会長



鍵本神戸市消防局長



遠藤兵庫県防災監兼
危機管理部長



田辺総務省消防庁
国民保護・防災部長



室崎兵庫県立大学
名誉教授

4 消防団幹部特別研修 (令和5年1月16日から20日まで AP新橋ほか)



5 消防団幹部候補中央特別研修 男性の部 (令和5年2月1日から3日まで AP新橋ほか)



6 消防団幹部候補中央特別研修 女性の部 (令和5年2月15日から17日まで AP新橋ほか)



7 消防車両等国際援助事業

国内の消防機関等から更新車両の提供を受け、それらを開発途上国に無償で援助する「消防車両等国際援助事業」を実施しており、開発途上国における消防力の向上や日本の国際貢献に寄与しております。

昭和59年度に事業開始し令和4年12月末までに46か国1,648台の援助実績を重ね、平成28年度からは外務省のODA資金を活用し、海外での技術援助を行っております。



パラグアイへ寄贈した車両



ケニアへの技術援助

8 消防団防災学習・災害活動車両

日本消防協会では、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の充実強化を図ることを目的に、「消防団防災学習・災害活動車両」を開発し日本宝くじ協会のご支援を得て、平成26年度から全国の消防団に交付しています。

この車両は、平時は地域住民、子供たち及び事業所等に対して、防災学習用資機材を使用した防災訓練や防災指導用として活用し、災害時には緊急車両として人員及び資機材等の搬送などに活用できるものです。

車両は、ワンボックス型、4輪駆動、オートマチックトランスミッションを基本とし、室内空間も十分に広く、普通免許で運転が可能です。令和4年度は全国の消防団に23台を交付しています。



消防団防災学習・災害活動車（1BOX）



防災学習用資機材には、訓練用消火器や煙体験ハウスなどの火災対応訓練用資機材のほか、AEDトレーナーセットなどの応急手当訓練用資機材などがあります。また、プロジェクターと可搬式の大型スクリーンにより任意の映像を投影し、場所を問わず防災学習が可能となっております。



煙体験ハウス



訓練用消火器



AEDトレーナー
セット



プロジェクター
大型スクリーン

9 「消防団応援の店」の推進

消防団員及びその家族に対して、割引などの一定のサービスを提供する「消防団応援の店」が全国的に広がっています。

この「消防団応援の店」は、消防団員の福祉向上などだけでなく、消防団の存在を地域の方々により広く知ってもらう機会になり、ひいては地域防災力の向上に向けた取組の拡大につながっています。

日本消防協会では、地元の消防団だけではなく、全国の消防団員を対象とする「全国消防団応援の店」をスタートしました。

この「全国消防団応援の店」は関係の皆様のご協力により急速に増加しつつあります。そのリストはホームページで公開しています。「全国消防団応援の店」でも検索できます。



全国消防団応援の店のホームページ



全国消防団応援の店の表示

10 消防育英事業に対する事業協力

日本消防協会は、消防活動等で殉職された消防団員、消防職員及び消防協力者の遺児に対する支援として、奨学金給付や奨学生懇談会の開催等を行っている（公財）消防育英会の事業に協力しています。

また、消防殉職者遺児支援のため、飲料水の売り上げの一部を消防育英会へ寄付する消防育英会支援自動販売機の設置が、総務省消防庁をはじめ自治大学校、消防大学校、全国の消防本部、消防団、事業所等で着実に増加してきています。



11 消防団活動車両の交付事業

消防団員福祉共済の加入に対する還元事業の一環で、各都道府県からの要望団体に対し、地域の安全安心を守る消防団活動に活用することを目的として、令和4年度は消防車両24台を交付し、地域の防災力充実強化に活用されています。



消防団活動車
防災活動車（SUV）

12 ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送中

日本消防協会では、芸能界、スポーツ界等の著名な方々により結成された「消防応援団」のご協力を得て、消防団に関するラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送しています。この番組は、全国各地で頑張っている消防団員にエールを送るとともに、広く一般の方々にも消防団活動等について理解を深めてもらうため、消防応援団の皆様をゲストパーソナリティーに迎え、全国各地の消防団員と電話で対談し、日頃の活動体験、先進的な取り組み、「わがまち・ふるさと」自慢等の話題を取り上げております。



ジュディ・オングさん



伍代 夏子さん



浅香 唯さん



竹下 景子さん



徳光 和夫さん



高橋 みなみさん

消防団活動事例ページのご案内

閲覧場所へのアクセス方法①

日本消防協会ホームページに
アクセスしてください。
<https://www.nissho.or.jp>

右図の左側メニュー内
【消防団活動事例】を
クリックしてください。



閲覧場所へのアクセス方法②

ご覧になりたい年度の画像を
クリックしてください。
※【PDF】データが開きます



各消防団の記事がご覧いただけます。

全国消防団PRページへの登録方法

無料で、各消防団の情報を掲載し、消防団の活動内容等をPRすることができます。
(登録は消防団単位とします)

登録手順 ①

日本消防協会ホームページに
アクセスします
<https://www.nissho.or.jp>

右図の画面左上の【全国消防団PR】を
クリックします。



登録手順 ②

右図のページが表示されましたら
画面中央の【PRページ申請画面】
をクリックします。



登録手順 ③

右図の項目欄に入力してください。
※尚、添付する画像のサイズは
80KBまでとします。

入力が終了しましたら、画面下部の
【次へ】をクリックします



登録が完了されました。

後日、【全国消防団PR】ページ内に情報が公開されます。



第 I 章

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化に関する法律

I

この法律がめざすもの

平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は何をめざしているのでしょうか。

平成7年の阪神淡路大震災の時も大きな被害がありましたが、平成23年の東日本大震災はもっと大きな大変な被害になりました。およそ2万人もの方がお亡くなりになり、一生懸命活動した消防団員、消防職員も合わせるとおよそ280人も死亡・行方不明になりました。その後、また各地で大きな地震発生があり得るといわれ、また、台風や集中豪雨、竜巻、大雪などが次々に起こっています。住宅などの火災や事故もあります。これまでの常識では考えられないような災害が連続的に発生しています。

そのような中で、一人一人の生命を守るためにどうするか、これからのそのやり方を明らかにし、みんなでこれを実行していこうというのが、この法律制定の目的です。

では、具体的にどうするのでしょうか。

災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火や水防、救助救急などをしますが、大きな災害になると到底人手が足りません。そのため緊急消防援助隊という全国的な応援体制を作っていますが、被災地に到着するまでにどうしても時間がかかります。災害発生直後は、地元の消防、地元の人々しかいないのです。地元で何とかしなければなりません。

もちろん消防団は、地元の中心となって活動しています。しかし、東日本大震災などの教訓からは、装備をもっと充実させたり、団員を十分に確保したりして、もっと充実強化しなければならないことがはっきりしています。

そして、住民の皆さんにも一緒に行動してもらわなければなりません。男性も女性も、若い人も中高年の人も、そこで働いている人たちも、みんながそれぞれの役割を果たしてもらって、みんなの力がひとつにまとまらなければなりません。危険が迫っているときに早く避難することも大事な活動です。

いざという時に本当にそのような活動ができるようにするためには、日頃から、住民の皆さんが地域の災害のことについて一緒に勉強したり、訓練したりして、ひとつにまとまっていることが大事です。

この法律は、そのようなことを実行するために、国や地方公共団体がやらなければならないことをはっきりさせるほか、住民の皆さんにもやっていただくこと、そのことについての行政からの支援などを定めています。

このような法律は初めてです。この法律をいかして、どんな災害があってもみんなが元気に生きていくことができるようにしたいと思います。

以下、法律の内容をご説明します。



大雨による土砂崩れ現場での活動

II

基本的な考え方

1 目的

法律第1条には、法律を定めた目的を記しています。この基本の趣旨は、前述の「この法律がめざすもの」に書いたとおりですが、背景として、少子高齢化が進んだり、被用者が増え、よそのまちに通勤する人が増えているなどの変化をあげ、地域の防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているとしています。

(目的)

第1条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

2 地域防災への総力結集

第2条以下で、基本的な考え方をいろいろな点から記していますが、これを総括しているのは、地域防災のための総力結集です（第6条）。国や地方公共団体が大きな責務を負っていることはもちろんですが（第4条）、住民の皆さんが、おひとりおひとり、あるいは自主防災組織などとして、地域の防災活動に積極的に参加するよう努めることとしています（第3条、第5条）。

そのなかで、消防団は中核的な役割を果たすものとしてその強化を図ることとし、消防団が住民の皆さんの自発的な活動への参加を促進するなどとしています（第3条）。



自主防災組織と連携した水防訓練



地域の各機関が連携した地震津波避難訓練

(定義)

第2条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 地域防災の計画的な推進

市町村は、地域防災力の充実強化を計画的に進めるよう、市町村単位の地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定め、また地区防災計画でも居住者等の参加のもとで具体的な事業に関する計画を定めることとしています（第7条）。

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

第7条 市町村は、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第3項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。



地域での応急手当指導



ポンプ車からの放水体験



消防団と自主防災組織との合同訓練



消防団と自主防災組織との合同訓練

III

消防団の充実強化

この法律の最大の特徴は、地域防災の中核として消防団を大変重く見ていることです。消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとするとしています（第8条）。ここまではっきり記した法律はこれまでにありません。

（消防団の強化）

第8条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

少し消防団のことを申し上げます。

消防団は、常備消防といわれる消防本部、消防署とともに、法律に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村にあります。両者は連携協力してあらゆる災害事故と闘っていますが、常備消防と比べますと、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴があり、まさに地域防災力の中核です。そして、東日本大震災などの例にもありますように、大変厳しい状況の下でも命令を受けて組織的な活動をします。本当になくってはならない存在なのですが、報酬はきわめて低額ですので、経済的には殆んどボランティアです。

この消防団は、今、大きな課題に直面しています。消防団は、今申し上げましたように、要員動員力などの特色を持っていますが、それには消防団員の数がなければなりません。消防団員の確保はもっとも大事なことのひとつです。ところが、消防団員は、このところずっと減少しています。少子高齢化、過疎化などのほか、被用者が増え、しかも勤め先が離れていること、コミュニティが変化して自分たちの地域は自分たちで守るんだという気持ちを持つ人が少なくなったことなどの理由からだと思われます。

これは何とかしなければなりません。そこで、この法律には、消防団員の確保のための条文がいくつかあります。

○消防団への加入の促進

まず、一番の基礎である、自らの地域は自ら守るという気持ちを持ってもらうように、国と地方公共団体は必要な措置を講じることとしています（第9条）。



消防団加入促進ラジオ広報

（消防団への加入の促進）

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

次にいくつかの具体的なケースについて記しています。

○公務員の加入

まず、公務員の消防団への入団についてです。

公務員は、元々国民の福祉の向上のため働いています。そして安全の確保は福祉の根本ともいえますから、率先垂範、消防団に入団することは望ましいといえるでしょうが、一方、公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などが必要です。今回は、これについて公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き」認めなければならないと定められ、そのほか、入団しやすいように規定が定められました（第10条）。

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

第10条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条の許可又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可の権限を有する者をいう。第3項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第1項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○事業者の協力

世の中の就業構造が変わって、商店経営や農業などの自営業者が減少して、サラリーマンといわれる被雇用者が大幅に増えました。ですから、消防団員も被雇用者が増えて、いまや7割以上になっています。これから消防団員を確保するためには、被雇用者の入団が不可欠です。そのためには、消防団への入団、訓練、災害現場への出動について、会社の経営者など使用者のご理解を頂くことが大事です。

これまでも「消防団協力事業所」の認定などいろいろな対策がとられていますが、今回の法律では、「事業者」は「従業員」の消防団への入団や活動について、できる限り配慮するものとしています。

また、消防団員としての活動などを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこと、国および地方公共団体は、従業



建設業者の協力を得て災害対応訓練

員の消防団活動について事業者の理解が深まるよう、財政上または税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするされています。

このことが大事であることを深く考えたい
ろいろな条文ができました（第11条）。



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

（事業者の協力）

第11条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○大学等の協力

大学等の学生が消防団に加入することは、消防団活動としてだけでなく、将来もっと幅広い防災活動の担い手になることも期待できます。

この法律では、国と地方公共団体が、大学等の学生さんが消防団に加入すること等について、大学等に就学上の配慮などの自主的な取り組みを促すものとされました（第12条）。

（大学等の協力）

第12条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

○消防団員の処遇の改善

消防団員は、元々多額の報酬を期待しているものではありませんが、それにしてもあまりにも低額です。市町村がそれぞれ定めている報酬はおおむね年間2～3万円で、国が財政措置している額より相当下回っています。

この法律では、国と地方公共団体は、処遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるものとしています（第13条）。

（消防団員の処遇の改善）

第13条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○消防団の装備の改善

東日本大震災の経験の中で明らかになりましたのは、消防団の装備があまりにも不十分であることです。これは、全国的な問題です。

もしもというお話はあまりよくないのですが、あの時、消防団員の安全確保のための安全靴、救命衣などの基本的な装備、津波などの情報を共有するための無線機、救助活動用の機材、最低限の水、食料、燃料などがあれば、様子は大きく違っていただいでしょう。

装備の改善充実は全国の消防団員の強い希望でしたが、この法律では、国と地方公共団体は、消防団の装備の改善と相互応援の充実のため、必要な措置を講ずるものとし、また、国と都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされました。

この規定を背景に、平成26年2月、国が定めている消防団の装備と服制の基準を初めて大幅に改善しました。これからは、この基準をめざして現実の装備を改善充実することが大きな課題です。装備の改善は、国民の皆さんの安全向上に直結します（第14条、第15条）。



救助資機材の取扱訓練

（消防団の装備の改善等）

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○消防団員の教育訓練

消防団活動の充実には、装備の改善とともに教育訓練の充実も必要です。消防団員は、それぞれ仕事を持っていますから、訓練のための時間の確保が大変なのですが、できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫することも大事です。

この法律では、国と地方公共団体は、訓練内容の基準の策定、訓練施設の確保など必要な措置を講ずるものとしているほか、訓練を修了した消防団員の資格制度の確立についても述べています。

資格は大きな励みになるでしょう（第16条）。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

第16条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。



図上訓練を行う消防団員



救命講習を行う消防団員



自然災害対応訓練を行う消防団員



土砂災害対応訓練を行う消防団員



大規模火災対応訓練を行う消防団員



震災対応訓練を行う消防団員

IV

地域防災体制の強化

この法律の大きな狙いは、地域の防災体制の強化、地域防災力の充実です。そのためにいろいろな条文が設けられました。

○市町村による防災体制の強化

まず、市町村は、指導者の養成、確保、必要な資材の確保等に努めるものとしています（第17条）。

（市町村による防災体制の強化）

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

○自主防災組織等の教育訓練と消防団の役割

この法律では、地域の防災組織として、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織を掲げて、その教育訓練では消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

ここで注目されるのは、女性防火クラブと少年消防クラブが初めて法律に登場したことと、これらの地域防災組織の教育訓練で、特に消防団が指導的な役割を担うようにという期待を明らかにして、その実行のために市町村が必要な措置を講ずるよう努めると定めていることです（第18条）。



消防団と町内会との合同の防火防災訓練

（自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割）

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○自主防災組織等への支援

地域防災力の充実強化には、いろいろな状況にある住民の皆さんが、それぞれ自分たちの町を、あるいは自分たちの生命、財産を自分たちが守るという気持ちを持って頂いて、日ごろから災害について考えたり、訓練して頂くことが一番大事です。そのことにつながる条文がいくつかあります。

まず、国と地方公共団体は、自主防災組織等の教育訓練について、その機会の充実、情報の提供など必要な援助を行うものとしています。

そして、国と都道府県は、市町村が行う自主防災組織などの育成発展の取り組みに対して必要な援助を行うものとしています（第19条、第20条）。



女性防火クラブによる炊き出し訓練

（自主防災組織等に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

○防災に関する学習の振興

防災については、幼年期から成長に応じて学習できるようにすることが大切です。そして、消防団等の参加のもとに学校教育や社会教育の場で取り上げられるようにしなければなりません。国と地方公共団体はそのために必要な措置を講ずるものとしています。

このことに関連して申しますと、わが国では令和3年5月1日現在で全国に4,285の少年消防クラブがあり、約40万人がメンバーになっています。その活動を支援するため、モデルクラブを指定して活動服や訓練機材を差し上げたり、指導して頂いている人たちの情報交換の機会を作っています。平成27年からは少年消防クラブの全国交流大会を開催しています。

幼少年期から災害に関心を持ってもらうことは大変大事ですので、これからも応援します（第21条）。

（防災に関する学習の振興）

第21条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。



幼稚園での防火・防災教室



小学校での防火・防災教室



幼年・少年消防クラブでの火災予防広報活動



小学校での放水体験



V

消防団を中核とした 地域防災力充実強化大会

平成25年12月成立の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、消防団の重要性を明記するとともに、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化をめざす画期的な法律です。この法律の趣旨を実現することが大きな課題ですが、そのためには広く国民の皆さんにこの法律の趣旨をご理解・ご協力頂くことが必要です。

そこで平成26年8月29日（金）、東京都千代田区丸の内での東京国際フォーラムで「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催しました。日本消防協会主催で開催した初の国民的大会でしたが、各界トップの方々に発起人としてご参加頂くとともに、160を超える企業・団体のご後援・ご参加を頂き、各界各層約1,500人のご参加のもと盛大に開催されました。

大会には、新藤総務大臣、古屋防災担当大臣のほか、急遽、安倍内閣総理大臣にもご出席頂き、力強いごあいさつを頂きました。

大会では全国各地のさまざまな活動事例を発表して頂き、発起人の皆さんなどからコメントを頂きました。発表後、会場内で意見交換をし、大会の締めくくりとして、これからの地域防災のあり方についての「大会申し合わせ」が満場一致で決定されました。

大会申し合わせ

私たちは、東日本大震災その他の災害・事故を教訓として、これからどのような事態があっても被害を最小限にとどめ、生命は必ず守ることとするため、ひとりひとりが自らを守ると同時に、みんながそれぞれの力を発揮して協力することとします。

そのため、日頃からそれぞれの地域でいろいろな災害等を想定し、その時の対応をみんなでご相談し、避難や緊急の救命措置など必要な体験学習をします。

「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」に当たり、このことを申し合わせます。

平成26年8月29日



主 催 公益財団法人 日本消防協会
大会発起人 (五十音順：敬称略)

石原信雄氏（元内閣官房副長官） 陣内孝雄氏（全国防災協会会長） 清家篤氏（日本私立大学団体連合会会長、慶応義塾長） 高井康行氏（全国社会福祉協議会副会長） 西元徹也氏（元防衛庁統合幕僚会議議長） 野田健氏（元内閣危機管理監） 福地茂雄氏（元日本放送協会会長：発起人代表） 室崎益輝氏（消防審議会会長） 横倉義武氏（日本医師会会長）

この大会が新法の趣旨実現に向けた国民運動的な盛り上がりの第一歩となり、令和4年度は、消防庁主催で令和4年11月26日に奈良県コンベンションセンターにおいて、「地域防災力充実強化大会」が開催されるなどの着実な広がりをみせています。

日本消防協会は、引き続き地域防災力の充実強化を図るため、消防庁や全国の消防関係者の皆さんと力を合わせて事業に取り組んでまいります。

令和4年度の地域防災力充実強化大会

○地域防災力充実強化大会 in 奈良2022

大会では、地域住民や自主防災組織、事業者、教育、医療・福祉等、様々な分野が連携を図り、地域防災力の充実強化の重要性についての理解を更に促進するため、基調講演、事例発表、パネルディスカッションなどが行われました。

奈良市消防団広報指導分団カラーガード隊の演舞によるオープニングイベントや、奈良市消防団広報指導分団やまとなでしこ隊による「やまとなでしこ体操」「せんとくんダンス」も披露され、会場一体となり大いに盛り上がりました。

また、今大会からの新たな取り組みとして、防災クイズイベントの実施や防災用品の展示コーナーを設けるなど、一般の方に防災について興味をもってもらえるような工夫を随所に凝らし開催され、多くの方々のご来場がありました。

地域防災力の充実強化の重要性を再認識するとともに、今後の各地での活発な取り組みにつながる有意義な大会となりました。

- 1 日 時：令和4年11月26日（土）
13時00分～16時45分
- 2 場 所：奈良県コンベンションセンター（奈良市）
- 3 内 容：

○基調講演

『文化財を保有する社寺が期待する防災について』
生駒 基達 師（法相宗大本山薬師寺副住職）

○事例発表①

大垣 祥造 氏（奈良県五條市消防団副団長）

○事例発表②

池口 光隆 氏（済美地区自主防災防犯協議会会長）

○パネルディスカッション

【パネリスト】

仲川 げん 氏（奈良市長）

中室 貞浩 氏（奈良市消防団長）

伊藤 俊子 氏（奈良市女性防災クラブ連合会長）

菅 磨志保 氏（関西大学社会安全学部 准教授）

植村 信吉 氏（奈良県防災士会 副理事長）

【コーディネーター】

ペナルティ・ヒデ 氏

○総括 松田 浩之 氏（奈良県危機管理監）

- 4 参加人数：約1,300人



生駒副住職による基調講演



やまとなでしこ体操



防災用品展示（パネル展示）

地域の防災活動プランづくりの推進

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて災害対策基本法を改正し、これまでの都道府県・市町村の地域防災計画に加え、市町村の区域よりも狭い地域を対象とする「地区防災計画」の仕組みを定めました（平成26年4月施行）。これは、地域コミュニティにおける災害への備えと災害時の行動計画といえるものです。この計画づくりのためには、まずは、災害や火災が起こったときにどうするか、地域のみなさんで話し合うことがスタートです。そして、いざというときの効果的な活動につなげることが大変重要になります。

日本消防協会では、このような地域での取組をさらに進めるため、全国の消防団長及び市町村長あてに「地域の防災活動プランづくりについて」を通知しました（平成28年1月）。この通知のなかで、消防団員等地域のみなさんの参考となるよう、試みに作成した「災害、その時どうしますか。—みんなで作る地域の防災活動プラン—」を示しております。消防団員をはじめ自主防災組織、住民等地域のみなさんが積極的に参加し、地域の防災活動プランづくりが推進されることを期待しております。

「災害、その時どうしますか。」

—みんなで作る地域の防災活動プラン—

- 普段からみなさんと相談しましょう。そして時々練習しましょう。
 - ・ ここではどんな災害があり得るでしょうか。
 - 【例】火災、地震、津波、台風（強風、大雨、高潮、高波など）、局地豪雨（洪水、土砂崩れ）、大雪、火山噴火等
 - ・ その時、早めの情報収集はどのようにして実行しますか。また、その情報はどのようにしてみなさん共有しますか。
 - ・ 被害を防いだり、避難したりなどの行動が必要かどうかはどのようにして相談し、決定しますか。どのように行動しますか。
 - ・ 避難は、どこに行きますか。状況に応じてどこがよいか相談しておきましょう。
 - ・ その時、おひとりおひとはどう行動しますか。お手伝いが必要な人がいる時は、誰が誰をお手伝いしますか。
 - ・ 避難する時には、それぞれお薬など最小限何を持参しますか。
 - ・ 避難先での衣食住の準備は大丈夫ですか。
 - ・ 医療福祉施設等が火災の時どのように初期消火、救出をしますか。
 - ・ 地域内の施設や避難コース等で防災の面から改善した方がよいものがあれば、市町村に相談してみましょう。
- 「地域」は、自然的社会的歴史的な事情からまとまりがあり、みなさんと助け合えるような区域ということになるでしょう。そうすれば、一般的には、いくら広くても小学校の区域、普通はもっと狭い区域ということになるでしょう。
- このようなことをする時には、どなたか中心になってお世話頂く人が必要になります。町内会長さんのようなお立場の方、あるいは地元の消防団分団長というような方、そして防災のことを勉強している方などいろいろなケースがあり得るでしょうが、いずれにしてもみなさんがひとつにまとまるのが大事ですし、市町村、消防署、消防団とはよく連携することが大事です。
- 相談した結果をメモにして、みなさんが持っていてください。このメモが法律による地区防災計画の実質的な内容に相当するものになるでしょう。
- 時々みなさんが集まって相談したことを確認したり、一部手直しなど新たな相談をしましょう。
- 時々メモに書いた避難等をみなさん一緒に実行し、これでよいかどうか確認しておきましょう。
- 防災についてもっと勉強した方がよいと思ったら、市町村に相談してみましょう。



第 II 章

消防団の現状と充実強化方策

I 消防団の現状

1 消防団の活動状況

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関である。令和4年4月1日現在、全国で2,196団(22,152分団)が設置されており、約78万人が消防団員として活躍している。

消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ災害防御活動等を行っており、一般住宅における消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害や林野火災時には、多数の消防団員が出動し、被害の拡大防止に活躍している。

一方で、災害時以外の活動においても、戸別訪問による防火指導や応急手当の普及指導、地域の行事の際の警戒等、地域に密着した活動を幅広く行っている。

また、近年増加傾向にある女性消防団員も、優しさやきめ細かな配慮を生かし各地域において活躍している。

表1 消防団の現況

区分	令和4年4月1日現在	令和3年4月1日現在
消防団数	2,196	2,198
分団数	22,152	22,237
消防団員数	783,578	804,877

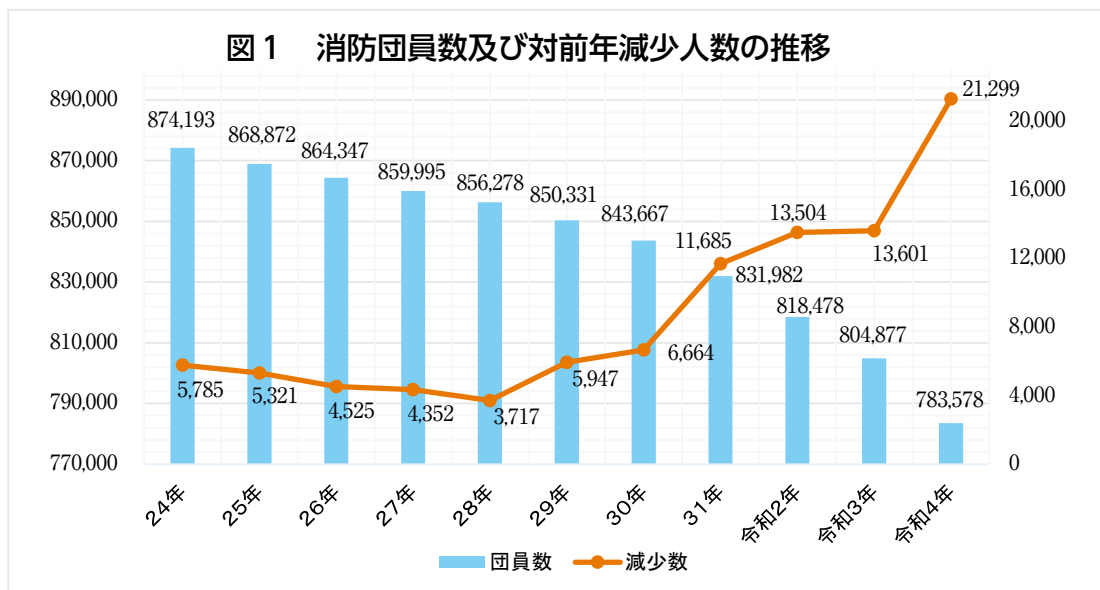


2 消防団が抱える課題

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、次のような問題点が指摘されている。

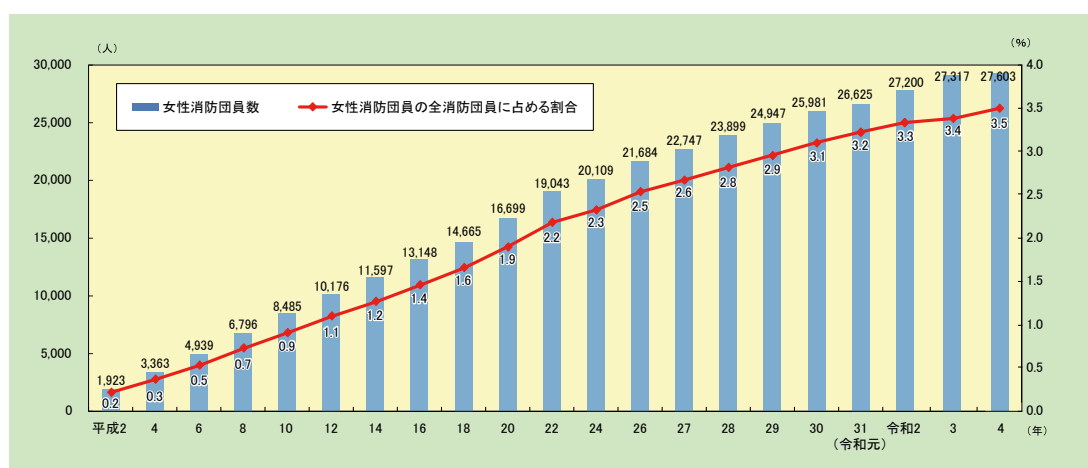
(1) 団員数の減少

消防団員数は、昭和27年当時200万人以上であったが、平成2年には、100万人を割り込み、なお減少が続いている。しかし、消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加している。



注)「消防白書」により作成

図2 女性消防団員数の推移

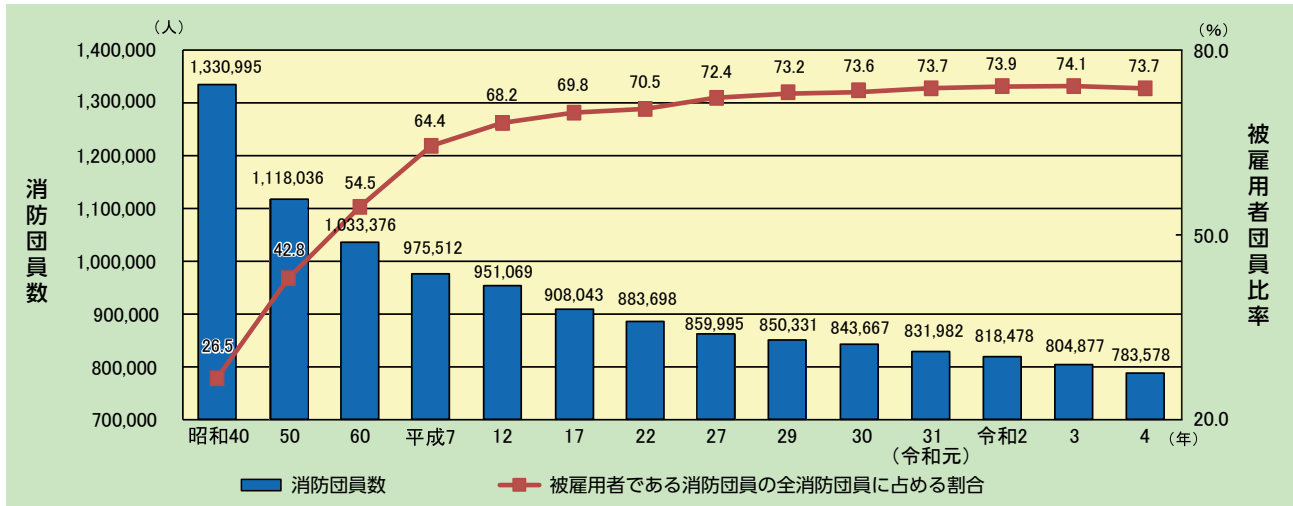


(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(2) 被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加

消防団員に占める被雇用者の割合は約7割までに高まっており、一般的な職住分離の傾向と相まって地域によって昼間における消防力の低下が懸念されている。

図3 消防団員の被雇用者化の推移



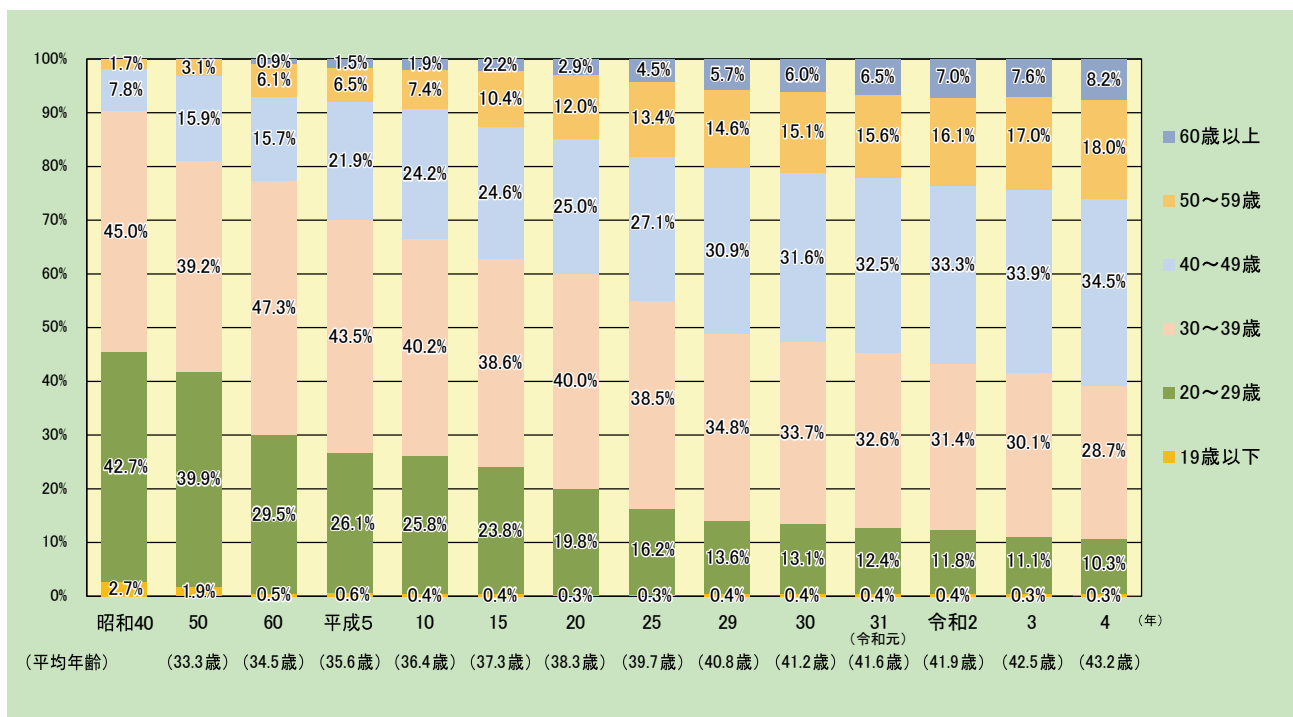
(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

注) 1 「消防白書」を引用

(3) 団員の中・高齢層の増加

消防団員の年齢構成は、図4のとおりであるが、40歳以上の消防団員の割合が年々増加している。

図4 消防団員の年齢構成比率の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。
また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

II

消防団の機能と役割

1 多様な環境下にある消防団の機能と役割

消防団の活性化を図るための方策を検討するにあたって、まず、現在の多様な環境下におかれた消防団の状況を勘案し、その役割を明確にする必要があり、消防団の機能と特性、他の消防機関との関係として以下のようなことが挙げられる。

(1) 消防団の機能と特性

まず、消防団の機能と特性としては、次の6点に集約できる。

ア 普遍性

消防団員は、全国の至る所におり、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能である。

イ 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域との繋がりが深く、また地域の各種事情について豊富な知識を有している。

ウ 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けるなど、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

エ 多面性

消防団の活動は、消火作業にとどまらず、火災予防に関する住民指導、巡回広報等を実施している。また、風水害及び地震等、各種災害防御活動に当たっているほか、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

オ 要員動員力

全国で約78万人と消防職員の約4.7倍の人員を有し、特に大規模災害や林野火災時等には、その動員力によって災害防御に当たることができる。

カ 広域運用性

大規模災害時には相互応援協定等により、管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができる。

(2) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の3点が挙げられる。

ア 常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件などにより様々な役割分担が考えられる。例えば、常備消防の比重が高い地域では、通常の火災では常備消防が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなるが、一方では消防団が大きな役割を期待される地域も数多く存在する。また、予防面については、各戸訪問時の一般家庭中心のきめ細かな活躍が期待される。

イ 自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待され、また大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織

をはじめとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに統一のとれた災害防御活動を行う必要がある。

ウ 自衛消防組織との関係

事業所の自衛消防組織は、相当程度の施設・装備を有しているものもあるため、平素から消防団としても地域内の自衛消防組織と密接な連携を図るとともに教育訓練等の指導を行い、災害時には消防団を中心として各組織を結集して防御活動に当たることが期待される。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した活動を幅広く行うことが期待されている。

また、多数の人員を必要とする大規模災害時には、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが期待される。



2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数

消防団の行う業務については、平常時の火災予防活動や応急手当の普及指導等の地域に密着した活動や、阪神・淡路大震災以降、再認識された消防団の持つ組織力を踏まえて、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導などについて、消防力の整備指針第36条に明記されている。

また、人員の総数については、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じ必要な数となっている。組織の見直しや市町村合併等に伴う条例定数の削減及び実員数の減少により全国的に減少し続けており、地域の消防力の低下が懸念されているが、各市町村は、消防団員の確保により一層努めることが要請される。

(消防団の業務及び人員の総数)

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

Ⅲ

消防団の活性化対策

1 消防団組織・制度の多様化方策

昼夜を問わず、全ての災害、訓練に参加する消防団員（以下、「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持したうえで、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

- ア 入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度である。
- イ 消防職員・団員 OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能である。

(2) 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

- ア 特定の役割・活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。
- イ 大規模災害対応、火災予防対応等を目的とした分団の設置や事業所単位での分団設置が可能である。

(3) 休団制度

- ア 団員が長期出張や育児等で長期間活動することができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。
- イ 休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定する。
- ウ 休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

(4) 多彩な人材を採用・活用できる制度

- ア 条例上の採用条件として性別・年齢・居住地等を制限している例があるので、条例の見直しにより幅広い層の住民が入団できる環境の整備が可能である。
- イ 年間を通じた募集・採用の実施。

2 消防団と事業所との連携体制の強化

全消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、被雇用者消防団員の活動環境の整備、事業所との協力関係の構築、事業所における防災知識・技術に関するストックの活用、消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり等の各種方策が各都道府県及び市町村に示されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

～ 消防団活動に関する事前打ち合わせについて ～

従業員である被雇用者団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項（例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど）があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくように努める。

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

～ 消防団と事業所との連携強化策について ～

大規模災害発生時において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せて、資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえる関係を構築する。

(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

～ 危機管理アドバイザー消防団員について ～

大規模災害、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研修者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言（アドバイス）等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

～ 消防団協力事業所について ～

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる環境を整備する。

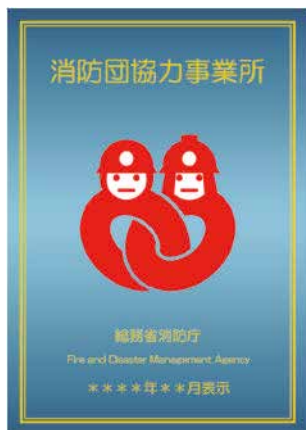
そこで、「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」の検討結果を踏まえ、平成18年11月29日付け消防災第427号により、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、『「消防団協力事業所表示制度」の実施について』を通知した。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク



表示マークのコンセプト

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心をあわせて表現しています。

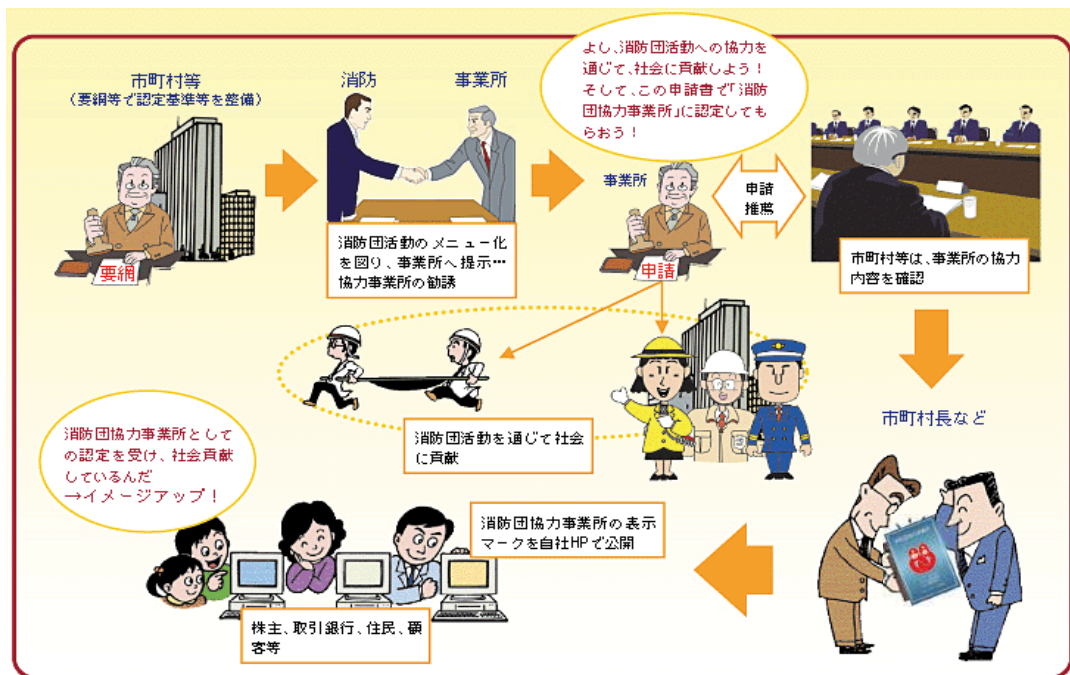


総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)

消防団協力事業所表示制度イメージ図



運用開始

- (1) 総務省消防庁 平成19年1月1日から
- (2) 市町村等 市町村等が定める日から

3 総務省消防庁の取組

(1) これまで継続している取組

① 消防団員入団促進キャンペーン（平成18年1月～）

退団者が多くなる年度末の時期において、新たな消防団員を確保するために、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけ、啓発ポスター・リーフレット・消防団PRビデオのホームページ掲載、PRパネル貸与、ホームページの運用、インターネットバナー広告、雑誌等を活用した広報を実施している。

※ 令和5年1月～3月までの同キャンペーン期間においては、消防団入団促進サポーターとして、お笑い芸人の「和牛」さん、「間寛平」さん、「横澤夏子」さん、「オズワルド」さんをはじめ、若い女性を代表し、「ゆうちゃみ」さんを起用することとしました。

消防団員募集ポスター



消防団員募集リーフレット

（一般向け・女性向け・学生向け・企業向けの4種類）

一般向け



女性向け



学生向け



企業向け





消防団ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>

- ② 消防団等地域活動表彰（消防庁長官表彰）の実施（平成16年度～）
「平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与している消防団であって、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団」及び「消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等」に対し、都道府県の推薦を経て、消防庁長官が表彰している。
- ③ 団員確保等に係る地方公共団体への主な通知・働きかけ
これまでも数次にわたり団員確保等に係る地方公共団体への通知・働きかけを行っており、直近では令和2年12月15日付けで、総務大臣名で「消防団員の確保について」、消防庁長官名で「消防団員の確保等に向けた取組について」を发出している。
- ④ インターネットによる防災教育（e-カレッジ）の実施（平成16年2月～）
- ⑤ 消防団等充実強化アドバイザー派遣制度（平成19年4月～）
消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、消防団等充実強化アドバイザーとして地方公共団体等に派遣し、地域の実情にあった消防団への加入促進、消防団の充実強化等のための具体的な助言や情報提供等を行うことで、消防団員を確保し、地域の安心・安全を推進することを目的としている。
- ⑥ 全国消防イメージキャラクター（平成20年1月～）
自治体消防60周年を記念して、全国消防イメージキャラクターを決定。愛称は、1万件を超える応募の中から選ばれ、『消太』と名付けられた。



※「消太」消防団バージョン（3月7日が誕生日）

(2) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。)の施行等を踏まえ、消防庁が実施した消防団への加入促進、活性化対策

① 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日、平成27年2月13日、平成30年1月19日、平成31年4月26日、令和2年12月15日の6度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに、書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼した。

イ 事業所の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度から導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている。

特別の休暇制度を設けるなど勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進することなどの協力は、地域の防災体制の充実強化に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

総務省消防庁では、従業員が消防団員に多数加入する消防団協力事業所に対する感謝状の授与、総務大臣と経済団体等との意見交換会を実施するなどの取組を行ってきている。また、郵便局に対しても、日本郵政株式会社や地方公共団体を通じて、加入促進を働きかけているところである。

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日には、文部科学省と連携し、大学等に対し、消防団活動のための適切な修学上の配慮等を依頼した。

また、平成28年11月28日には、文部科学省及び各国公私立大学長あてに、大学生の消防団への加入促進等についての通知を発出するなど、学生の消防団活動への一層の理解促進や学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりについて、働きかけを行った。

加えて、消防団員入団促進キャンペーンの実施に併せて、大学学内向けデジタルサイネージによる消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、「公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない」とされた。また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、消防団等充実強化法第10条第1項の規定による「国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令」(平成26

年政令第206号)等が制定され、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけた。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけた。

オ 機能別団員制度・機能別分団制度等の導入

市町村が、全ての災害・訓練に出動する消防団員を基本としつつ、地域の実情に応じて消防団の組織・体制を整備することができるよう、市町村において以下に記載する制度の選択を可能とする方策を講じている。

(ア) 機能別団員制度

入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度である。

(イ) 機能別分団制度

特定の活動・役割を実施する分団・部を設置し、所属する消防団員が当該活動を実施する制度である。

カ 総務大臣からの感謝状の授与

消防団員数が相当数増加した消防団等に対し、総務大臣から感謝状を授与している。

キ 地域防災力充実強化大会

奈良県において地域防災力充実強化大会を開催

地域防災力充実強化大会 in 奈良 2022

令和4年11月26日(土) 奈良県コンベンションセンター(奈良市)

ク 地域防災力向上シンポジウム

青森県・徳島県・秋田県において地域防災力向上シンポジウムを開催

令和3年12月15日(水) 地域防災力向上シンポジウム in 青森 2021

令和4年1月19日(水) 地域防災力向上シンポジウム in 徳島 2022

令和4年2月28日(月) 地域防災力向上シンポジウム in 秋田 2022 (※)

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、収録映像を配信

② 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引き上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第56号)の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円(最低支給額20万円)の引き上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引き上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引き上げを要請した。

その結果、無報酬団体については、平成27年度中に解消された。

ウ 消防団員の処遇等に関する検討会の開催

消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を令和2年12月に立ち上げ、検討を行った。

エ 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定

令和3年4月に検討会から消防団員の適切な報酬等のあり方について中間報告書が取りまとめられたことを受け、同年4月13日、消防庁において「非常勤消防団

員の報酬等の基準」を策定し、都道府県知事等に通知した。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することなどを定め、令和4年4月1日からの基準の適用に向け条例改正等に取り組むよう市町村に要請した。

③ 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、ライフジャケット等の安全確保のための装備や救助活動用資機材の充実を図るとともに、平成26年度に地方交付税措置を大幅に拡充し、その後も引き上げを行っている。

イ 救助用資機材等の整備を促進するための国庫補助制度の創設

消防団の救助能力の向上を図るため、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、「消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）」を創設した。令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として継続し、対象資機材（AED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバー、発電機、投光器、救命ボート、救命胴衣、排水ポンプ、切創防止用保護衣等）の整備を促進している。

ウ 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の配備

令和3年度補正予算により、消防団に対し、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を配備し、訓練を支援している。

エ 情報収集活動用資機材及び小型動力ポンプの整備

平成29年度から令和元年度までの各年度当初予算により、消防学校に対し、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や、女性・若者も扱いやすい小型動力ポンプを配備し、訓練を支援している。

オ 救助用資機材等の無償貸付

令和4年度当初予算により、消防団に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機、投光器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援している。

カ 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習

消防団の装備の充実強化を図るため、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を実施している。

キ 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることが必要な施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、地方財政措置等を活用しながら整備することを促進している。

④ 教育訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科（現場指揮課

程及び分団指揮課程)として拡充強化した。

さらに、現場指揮課程教育用DVD及び冊子を作成し、全国の消防学校等に配布した。これらの教材は消防庁ホームページにも掲載している。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両を計画的に無償貸付し、消防学校での訓練成果に基づき新しい基準の検証をすることとしている。

(e-カレッジ：<http://open.fdma.go.jp/e-college/>)

⑤ 消防団員の活動環境整備

ア 消防団員の準中型自動車免許取得等に係る対応(平成29年3月～)

道路交通法の改正に伴い、改正後の普通自動車免許では車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ自動車等を運転できなくなったことから、消防団活動に支障が出ないように、準中型自動車免許取得に係る市町村の公費助成制度(助成額に対し特別交付税措置あり)の導入促進等を行っている。

イ 消防団員のマイカー共済(令和2年4月～)

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車等を使用した場合に、当該自家用自動車等を市町村が相互に救済する制度である。

さらに、一部の民間損害保険会社において、同様の保険商品が販売されている。

ウ 消防団員の準中型免許取得に係るモデル事業(令和3年4月～)

市町村等と自動車教習所等をマッチングし、消防団員が準中型免許を取得しやすくなる方策を検討し、モデル事業を実施している。

エ 消防団の力向上モデル事業

令和4年度から新たに開始し、「防災教育の実施」「災害現場で役立つ訓練の普及」「企業・大学等と連携した消防団加入促進」「子供連れでも活動できる消防団の環境づくり」「その他」の5種類の想定事例を紹介しつつ、地方公共団体の工夫を凝らしたモデル事業を募集している。

⑥ 消防団員の新型コロナウイルス感染症対策

ア 消防庁ホームページにおける情報提供

消防団員が、感染防止に留意して活動できるよう、

- ・ 予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識
- ・ 消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を示した通知

などを消防庁ホームページに掲載している。

イ 消防団活動における留意事項を示した通知の発出

「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」(令和2年12月1日付け消防地第384号消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知)を発出し、基本的な感染防止対策の徹底や、感染リスクが高まる「5つの場面」における感染防止対策を講じるよう要請した。



第 III 章

消防団活動事例

津波避難訓練



消防団概要

都道府県名 青森県
 消防団名 三沢市消防団
 実団員数 290名（うち女性団員 9名）
 HPアドレス <https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/11,0,47,213,html>
 消防団事務局 〒033-0022
 青森県三沢市大字三沢字堀口17-36
 三沢市消防本部（市役所、役場）警防課 担当消防団係
 電話 0176-54-4275
 メールアドレス msw_fd-keibou@misawashi.aomori.jp

実施日： 令和4年10月3日（月）
 場所： 道の駅みさわ 斗南藩記念観光村
 目的・経緯： 津波ハザードマップの変更により浸水区域に入っている地区の津波避難訓練を実施
 対象： 浸水区域内のおおぞら小学校、三沢市立第三中学校、各地区の自主防災組織、各分団員
 費用等： なし

地域の懸案課題である津波災害からの避難について、小中学校合同の避難訓練を実施し、避難所開設に伴う活動や避難所生活に必要な技能などを地域住民と交流し協働することを通して、自助・共助について学ぶために実施。

消防団員も参加し地域自主防災組織との連携体制を図った。

活動内容



特記事項

地域防災計画及び津波避難計画の確認を実施し防災意識の向上が必要である。

文化財防火訓練 ～世界文化遺産のまち 平泉～



消防団概要

都道府県名 岩手県
 消防団名 平泉町消防団
 実団員数 193名（うち女性団員 3名）
 HPアドレス <https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/>
 消防団事務局 〒029-4192
 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2
 平泉町役場 総務課 消防防災係
 電話 0191-46-5540
 メールアドレス somu@town.hiraizumi.iwate.jp

活動内容

実施日： 令和4年1月23日（日）
 場所： 平泉町内（中尊寺境内、毛越寺境内ほか）
 対象： 平泉町消防団、平泉町婦人消防協力隊、自主防災組織、
 中尊寺、毛越寺、一関市消防本部、平泉町ほか

目的・経緯： 毎年1月26日は、昭和24年に、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂の壁画が焼損した日に基づき、文化財を火災、震災その他の災害から守るとともに、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的に「文化財防火デー」と定められています。

当町には、世界文化遺産に登録された史跡、名勝や、国宝、重要文化財等5千有余点にも及ぶ各種文化財が遺存しており、地域が一体となって文化財愛護思想と防火意識の高揚を図ることを目的として、所有者、管理者、消防機関が連携を密にした文化財防火訓練を平泉町消防出初式と併せて毎年実施しています。



出初式 行進

内容： 昨年度は「1月23日（日）午前8時30分 西よりの風8m 湿度35% 異常乾燥と強風下」という気象条件を設定し、世界文化遺産の構成資産である中尊寺、毛越寺からそれぞれ出火したとの想定により訓練を実施しました。

今回の訓練を通して、中尊寺金色堂をはじめとする貴重な文化財を確実に後世に守り伝える責務を再認識し、文化財の保護保全に万全を期していくことを改めて誓いました。



中尊寺



毛越寺

近年、幸いにも当町では大規模災害に見舞われていませんが、災害はいつ発生するか予測できません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような訓練や活動ができない状況が続いていますが、どのような状況下においても、消防団に課せられた使命の重要性を再認識し、町民の負託に応えるべく、更なる消防防災体制の充実強化を図ってまいります。

令和4年度栗原市総合防災訓練



消防団概要

都道府県名 宮城県
 消防団名 栗原市消防団
 実団員数 1,458名（うち女性団員 71名）
 HPアドレス <https://www.kuriharacity.jp/>
 消防団事務局 〒987-2272
 宮城県栗原市築館字留場中田111番地1
 栗原市消防本部総務課 担当 総務係
 電話 0228-22-1191
 メールアドレス shobohombusomu@kuriharacity.jp

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震及び平成23年3月11日の東日本大震災、平成29年5月8日の築館宮野大規模火災での経験と記憶を後世に伝え、大規模災害に対する備えを充実かつ強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために令和4年6月12日（日）にサン・スポーツランド栗駒を会場として令和4年度栗原市総合防災訓練が行われました。今年度は地震によりライフライン等に甚大な被害が生じ、大規模な災害となっているとの想定の上、実施されました。

栗原市消防団は10の地区団から構成されており、そのうちの2つの地区団に1台ずつ配備されている救助用資器材搭載型小型動力ポンプ積載車で計10名の消防団員が倒壊家屋救出救護訓練に参加しました。車両に積載しているエンジンカッターで倒壊家屋に開口部を作成し、家屋内から要救助者を救出。その後、車両に積載している担架を使用して救護所まで搬送するという実践的かつ複合的な訓練を消防団のみで実施しました。

活動内容



活動内容



特記事項

団員相互間の連携を深めながら大規模災害に対する備えを強化することができました。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として規模を縮小して行われたために市民が参加しておりませんが、今後は市民や自主防災組織と連携した訓練を実施することで地域防災力を継続して強化していきたい。

東根市消防団水災害対応訓練



消防団概要

都道府県名 山形県
 消防団名 東根市消防団
 実団員数 830名（うち女性団員 5名）
 HPアドレス <http://www.city.higashine.yamagata.jp>
 消防団事務局 〒999-3701
 山形県東根市大字東根甲7057番地25
 東根市消防本部 総務課 庶務係
 電話 0237-42-0134
 メールアドレス syoubou@higashine.net

活動内容

実施日： 令和4年9月11日（日）
 場所： 東根市中央運動公園（山形県東根市中央西1-1）
 対象： 東根市消防団員（60名）
 目的・経緯： 令和2年に管内の河川が氾濫し、消防団が対応に当たった経緯があります。このような状況を踏まえ、令和4年度に救命ボートや救命胴衣を整備し、消防団活動における更なる充実強化に取り組んでいるところです。当市では、災害発生時に消防団員が円滑な使用や運用ができるよう、プールを活用した実践的な水災害対応訓練を実施しました。

内容： 「ボート組み立て・搬送訓練」、「ボート操作・救出訓練」
 費用等： なし



特記事項

今回の水災害対応訓練は、初の試みであり「救命ボードの特性を理解できた。今後も反復訓練を実施したい。」などの意見がありました。頻発する水災害に備え、市民や地域を守るため、定期的に水災害対応訓練を実施し地域防災力の向上に努めていきたいと考えています。

新潟市消防団消防総合訓練



消防団概要

都道府県名 新潟県
 消防団名 新潟市消防団
 実団員数 5,311名（うち女性団員 143名）
 HPアドレス <https://www.city.niigata.lg.jp/index.html>
 消防団事務局 〒950-1141
 新潟市中央区鐘木257番地1
 新潟市消防局警防課消防団係
 電話 025-288-3252
 メールアドレス keibo.fb@niigata.lg.jp

実施日： 令和4年7月3日（日）
 訓練： 午前8時30分から午前10時30分まで
 イベント： 午前11時から正午まで
 場所： 新潟市消防局 屋外訓練場
 目的・経緯： 新潟市消防団では、これまで同時期に「新潟市消防団消防操法大会」により、消防団員の消防技術向上及び士気高揚を図っていましたが、「消防団員の処遇等に関する検討会（総務省消防庁）」の検討結果を受け、消防団幹部による「新潟市消防団組織等に関する検討会」を設置して、訓練のあり方について検討を重ねた結果、令和4年度から、実放水訓練を主とした「新潟市消防団消防総合訓練」へ移行するとともに、市民向けイベント「ちびっこ消防団」を開催し、消防団員のご家族への感謝の意と、消防団への理解の促進を図りました。

活動内容



【実施概要】

参加消防団員数：400名

来場者数：800名

行事	内容
訓練	分列行進 通常点検 単隊放水訓練 中継放水訓練
イベント	放水体験 濃煙体験 応急手当体験 防火衣着装体験 消防団車両展示 消防団PRアニメ 上映等



【今後の課題】

参加した消防団員からは、「現場に即した放水訓練は非常に良かった」、「イベントでは子供が楽しく消防団を体験していて良かった」といった声がありました。

新潟市の消防団員数は、全国同様、減少傾向にあります。災害の多発化・激甚化に伴い、地域防災の中核である消防団の重要性は増していることから、今後も消防団員の消防技術の向上と合わせ、消防団の理解促進を図っていきます。

横浜市港北消防団 震災対策救助救出訓練



消防団概要

都道府県名 神奈川県
 消防団名 横浜市港北消防団
 実団員数 675名（うち女性団員 96名）
 HPアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/bosai/shobodan/shokai/05-14.html>
 消防団事務局 〒222-0032
 神奈川県横浜市港北区大豆戸町26-1
 横浜市消防局 港北消防署 総務・予防課 消防団係
 電話 045-546-0119
 メールアドレス sy-kouhokudan@city.yokohama.jp

実施日： 令和4年10月30日（日）
 場所： 横浜市消防訓練センター（神奈川県横浜市戸塚区深谷町777番地）
 目的・経緯： 配布資機材の取扱及び、要救助者救出訓練を、資機材の諸元の把握及び救助方法の習得を目的に実施しました。

活動内容



横浜市港北消防団は、首都直下地震などの大震災に備えて、震災用資機材の取扱方法や想定訓練などを通年で実施しております。10月には、横浜市消防訓練センターにおいて、油圧ジャッキ・油圧切断機・エンジンカッター・可搬式ウインチなどの基本的な取扱を実施した後、それらの資機材を活用した、要救助者救出訓練を行いました。重量物の排除や、コンクリートの切断など実践的な訓練により、団員の士気を高めております。班長などの初級幹部を始め、経験が浅い方々も多く参加するため、個人の知識・技術の向上だけでなく、部隊活動の経験値向上にも役立っております。



特記事項

消防団に配置されている資機材の活用方法を実践的に学ぶことで、参加団員からは「実践をイメージしながら活動ができた」、「思っていたよりも大変」などの意見があがり、今後の活動に活かせる経験を積むことができました。

広域避難訓練の実施 ～水害に対して鬼怒川下流域初の試み～



消防団概要

都道府県名 茨城県
 消防団名 つくばみらい市消防団
 実団員数 219名（うち女性団員 12名）
 HPアドレス <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>
 消防団事務局 〒300-2395
 茨城県つくばみらい市福田195番地
 つくばみらい市役所 防災課 消防防災係
 電話 0297-58-2111
 メールアドレス bousai01@city.tsukubamirai.lg.jp

活動内容

実施日： 令和4年7月31日（日）
 場所： つくばみらい市立小絹中学校 体育館・柔剣道場
 避難対象地： つくばみらい市（細代地区、寺畑地区）及び常総市（水海道山田町、水海道川又町）
 目的・内容： 「平成27年 関東・東北豪雨」による教訓を踏まえ、広域避難計画に基づく、避難訓練を実施しました。本訓練では、鬼怒川の水位上昇を想定した避難指示を発令し、つくばみらい市民の避難のほか、常総市民がつくばみらい市へ避難する広域避難を行いました。この広域避難訓練は、鬼怒川下流域では初の市町村の枠を超えた避難訓練になります。消防団は、避難者の誘導やワンタッチテントの設置などの避難所の開設・運営を市役所の職員とともに行いました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所となる会場では、検温やアルコール消毒なども実施しました。今回の訓練を通して見つかった課題を踏まえ、実際の避難所開設・運営の際も、取り組んでまいります。



活動内容



ワンタッチテントの設置



避難誘導の様子

特記事項

消防団とは、有事の際に災害現場（主に火災現場）で活動しており、危険というイメージを抱いたり、体力に自信がないため消防団に加入することをためらう方もいると思います。しかし、今回のように災害現場ではなく、避難所の開設や運営などでも活動することがあります。避難者として参加した市民には、違った面での消防団活動を見てもらえたと思います。

多種多様な状況に対応した 様々な訓練等の実施



消防団概要

都道府県名	山梨県
消防団名	中央市消防団
実団員数	367名（うち女性団員 19名）
HPアドレス	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/kurashi/anken/bousai/shoubou/9845.html
消防団事務局	〒409-3892 山梨県中央市白井阿原301番地1 中央市役所危機管理課消防生活安全担当 電話 055-274-8519 メールアドレス shoubou@city.chuo.yamanashi.jp

【目的・経緯】

火災への消火活動だけではなく、昨今では大規模災害や集中豪雨等に対応するため、より地域に密着した活動が消防団に求められ、対応方法も多種多様になってきています。また、コロナ禍でなかなか充実した訓練ができない中、団員のモチベーションを維持していくことの大変さや大切さを考えた上で、中央市消防団では様々な訓練等の教育の場を団員に提供してきました。

【内容】



○認知症サポーター養成講座

中央市でも高齢化が進んでいく中、行方不明者の捜索も活動の一つとしてあるため、より地域の人々への理解を深めることを目的に、講座を開いています。

活動内容

○災害時に於ける消防本部との連携訓練

災害が発生した場合も、消防団の活動が期待される中、大規模災害を想定して、消防本部と消防団で連携訓練をおこないました。





○バイク隊訓練

県内唯一のバイク隊を組織しており、その機動力を生かした活動が期待されています。また、消防団員へのサポート事業として、自動二輪免許等の取得の補助金交付制度もあります。

○女性消防隊訓練

中央市消防団の女性消防隊は啓発活動が主な活動となりますが、実際の消火活動を体験してもらうために、男性団員から指導を受けながら訓練を実施しました。



【まとめ】

特に災害時に於ける消防本部との連携訓練については、より実践的な訓練を経験出来たとの高評価の反響がありました。また、女性消防隊訓練については、男性団員の訓練の大切さや消防団の意義を知ってもらう良い機会となり、その体験を今後の女性消防隊員の啓発活動に生かしてもらえることを期待しています。

日向市消防団 防災バイク隊出動



消防団概要

都道府県名 宮崎県
 消防団名 日向市消防団
 実団員数 869名（うち女性団員 27名）
 HPアドレス <http://www.hyugacity.jp/>
 消防団事務局 〒883-0066
 宮崎県日向市亀崎2丁目23番地
 日向市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0982-53-5946
 メールアドレス syobo-s@hyugacity.jp

実施日： 令和3年9月7～8日の2日間
 場所： 日向市内路地及び山間部
 対象： 日向市消防団 防災バイク隊
 目的・経緯： 行方不明者搜索
 内容： 日向市内在住の認知症高齢者が令和3年9月6日早朝、行方不明になったとのことで、日向市消防団に出動要請。事故に巻き込まれた可能性も考えられたため、令和2年度発足された防災バイク隊を搜索2日目から出動させる。管内出動は初めてで、車両が進入できない路地や山間部の搜索活動を実施。多くの箇所の可能性を潰し、その成果もあり、搜索活動3日目に無事発見された。

費用等： 出動手当 合計32,000円

活動内容



日向市消防本部からの出動状況



山間部の搜索活動



防災バイク隊

令和2年度、道路の遮断も考えられる南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、防災バイク隊を発足しました。防災バイク隊は機能別団員に分類され、普段から各種災害に備えて訓練等を実施しています。防災バイク隊の強みは、何と言っても「機動性の高さ」で、今回の搜索活動でも、市民や団員から「想像以上の機動力だった」とのお褒めの声が聞かれました。

今後も、高い機動性を活かし、山間部の搜索活動や大規模災害時の情報収集等、大きい期待をしているところです。

札幌市地域防災指導員による 防災指導について



消防団概要

都道府県名 北海道
 消防団名 札幌市消防団（10消防団）
 実団員数 1,761名（うち女性団員 417名）
 HPアドレス <http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/dan/dan.html>
 消防団事務局 〒064-8568
 札幌市中央区南4条西10丁目
 札幌市消防局総務部職員課厚生係
 電話011-215-2020
 メールアドレス kosei.shobo@city.sapporo.jp

【目的・経緯】

平成25年に施行した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、消防団が防災活動教育において指導的な役割を担うことが明文化されました。

札幌市においても、平成30年の北海道胆振東部地震を受け、市民の防災意識は高まっており、令和3年度に実施した市民意識調査でも、札幌市が取り組んでほしい取組みとして防災対策が上位になっております。

こうした状況を踏まえ、札幌市消防団では、地域コミュニティに対してより多くの機会での防災指導を実施していくため、防災に関する専門的な知識・技術を備えた消防団員を養成し、この養成した消防団員を「札幌市地域防災指導員」として認定しております。

活動内容

札幌市 地域防災指導員

札幌市地域防災指導員に貸与されるエンブレム

【養成研修】

○養成期間・養成人数

令和3年度、4年度に合計246名を養成（各本部・分団から3名）

○研修内容

防災に関する最新情報、バケツリレー、救助器具を活用した救出訓練、応急担架等での搬送訓練、ロープ結索などの指導要領、指導の際の注意点について実施

【札幌市地域防災指導員による指導状況】

新型コロナウイルス感染症の影響で積極的な指導を控えていますが、令和4年12月末現在、町内会や自主防災組織、学校など42団体から指導要請があり、242名の団員が「札幌市地域防災指導員」として出動しております。



【団員の反応】

指導にあたった団員からは「非常にやりがいがある。」との声を多く聞くことから、団員自身のモチベーション向上に繋がるものと期待しております。

【今後の取組みについて】

札幌市では、養成した「札幌市地域防災指導員」を町内会や学校が行う防災訓練に積極的に派遣し、より多くの機会での防災指導を実施していくことで、災害に備えた強いまちづくりの推進の一翼を担っていきたいと考えております。

小学生を対象にした消防団 PR 活動 及び防災指導



消防団概要

都道府県名 千葉県
 消防団名 千葉市消防団
 実団員数 676名（うち女性団員 167名）
 HPアドレス <https://www.city.chiba.jp/shobo/somu/somu/mamorushobodan.html>
 消防団事務局 〒260-0854
 千葉県千葉市中央区長洲1丁目2-1
 千葉市消防局 総務課 担当（係）消防団係
 電話 043-202-1635
 メールアドレス shobodan@city.chiba.lg.jp

実施日： 令和4年9月28日（水）13：30～15：10
 場所： 園生小学校（千葉県千葉市稲毛区小中台9丁目30）
 事業の目的： 人口減少・少子高齢化が進む中、将来の地域防災力を担う消防団員の充実強化を図る。小学3年生をターゲットに向けて常備消防と非常備消防の違いを理解してもらい、未来の消防団員確保を目指すとともに身近にある消火器の取扱いを理解してもらう。
 事業の内容： 市内の小学校に訪問し消防団員の講話・消防団資機材の展示・水消火器を使用しての初期消火訓練を行い、消防団活動について理解と学習を実施する。
 対象： 小学校3年生 150名
 費用等： 消防団員の出動報酬のみで、他は費用等なし。

活動内容



活動内容



園生小学校は、日頃から社会科勉強の一環として、地域防災について学んでおり、3学年の児童は真剣に初期消火訓練に取り組むとともに、常備消防と非常備消防の違いについても学習することができ、地域防災力に繋がることができました。

【小学生からの意見】

- ・ 消防士と消防団の違いについてわかることができ大変勉強になりました。
- ・ 将来、大人になったら、消防団に入りたいと思いました。
- ・ お家に帰ったら、消火器の場所を確認したいと思いました。

特記事項



消防団防災教室 ～将来の担い手の育成～



消防団概要

都道府県名 栃木県
 消防団名 鹿沼市消防団
 実団員数 745名（うち女性団員 14名）
 HPアドレス <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0232/genre2-1-01.html>
 消防団事務局 〒322-0045
 栃木県鹿沼市上殿町520-1
 鹿沼市消防本部地域消防課地域消防係
 電話 0289-63-1156
 メールアドレス syoubou@city.kanuma.lg.jp

地域防災力の向上のためには、災害活動する大人だけではなく、幼い頃からの防災教育の充実が重要であることから、女性団員による保育園、幼稚園での派遣型防災教室の実施や、小学校等へ管轄する分団による地域防災の授業を行っています。

幼少期からの防災の意識付けを行うことにより、消防団を少しでも身近な存在であることを感じてもらうことによる未来の消防団員の担い手の育成、消防団員の社会的な認識・理解の促進、ひいては通常の団活動では得られない充実感や達成感を体感することによる、団員のモチベーションアップやPRにもつなげています。

活動内容



未来の消防団員へ地域防災教育及び加入促進 ～学校との連携～



都道府県名 兵庫県
消防団名 福崎町消防団
実団員数 600名（うち女性団員 2名）
HPアドレス なし
消防団事務局 〒679-2280
兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1
福崎町役場住民生活課防災係
電話 0790-22-0560（代）
FAX 0790-22-5980
メールアドレス jumin@town.fukusaki.lg.jp

消防団概要

目的・経緯： 福崎町消防団は人口2万人弱ではありながら、1本部3支部32分団で団員600名定数100%を30年以上も維持し続けている。平均年齢も約33才と全国的にも比較的若い。しかしながら、近年、団員確保に苦慮しており、その理由として地元地域からの人の流出が考えられる。

子どもたちにとって身近な地域の大人が消防団員として活躍している姿を見てもらうことにより、消防団をより一層身近に感じ、防火・防災に役立てて貰おうと地元小学校・地域と消防団が連携協力をするようになった。また、地域防災力として若い団員確保に向けて幼い時から消防団の大切さや重要性等の意識を持ってもらい、大人になったときに一人でも多く消防団に入団してもらえるよう加入促進も目的としている。

【合同防災訓練】

実施日： 令和4年9月29日（木）※平成30年より毎年継続実施

場所： 福崎町立田原小学校 運動場

参加者： 全児童、教職員、本団幹部、分団員、教育委員会、役場担当課

活動内容： 小学校と連携して学校の避難訓練に引き続き、校区内の全分団の参加による実践的放水訓練を全校生に披露し、代表児童による放水体験や消防団員からの講話、車両見学等を行っている。

活動内容



【消防団見学】

実施日： 令和4年10月21日（金）※平成30年より毎年継続実施

場所： 福崎町消防団辻川分団ポンプ庫、辻川公民館

参加者： 小学3年生、教職員、本団幹部、分団員、自治会役員（消防団OB）、役場担当課

活動内容： 小学校の教科書に消防団が出てくる学年を近隣分団のポンプ庫に招き、消防団員や地元自治会役員（消防団OB）から消防団の役割や意識、体験談を説明している。また、質疑応答、車両や資機材にも触れてもらい、児童全員に放水体験も行っている。見学の最後には啓発グッズをプレゼントし、防災意識の啓発も行っている。



活動内容

特記事項

福崎町消防団は各集落単位に分団を有し、『自分たちの地域は自分たちで守る』という意識が確立している。合同防災訓練や消防団見学を行うことで、子どもたちの消防団員への憧れや、親近感を得ることができ、将来の消防団員の加入を期待している。また、子どもたちの保護者である現団員が活躍している姿を間近で見ってもらうことにより、現団員の社会に貢献しているという意識の醸成も期待できる。何より子どもたちが直接消防団員の活動に触れることにより、地域への愛着が持てる地域づくりが形成されていると確信している。

その他にも今年度は「心肺蘇生法やAED講習」を6年生対象に学校と共に取り組む予定にしている。今後も学校や地域と連携協力しながら活動をしていきたい。

最後に、合同防災訓練や消防団見学も平日の日中で団員にとっては非常にに出にくい時間帯ではあるが、地域の子どものためにと多くの団員が毎年参加してくれている。いつも子どもたちの真剣な眼差しに我々消防団も達成感に満ち溢れている。

消防団PR活動 みなと学ばー (防) DAY ～Work Work (ワクワク) 乗り物大集合!～



消防団概要

都道府県名 鳥取県
消防団名 境港市消防団
実団員数 92名 (うち女性団員 13名)
HPアドレス <https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=4625>
消防団事務局 〒684-8501
鳥取県境港市上道町3000
境港市役所 自治防災課
電話 0859-47-1023
メールアドレス jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

活動内容

実施日： 令和4年5月14日(土)
場所： 境夢みなとターミナル
主催： 境夢みなとターミナル
目的・経緯： 「見て、ふれて、体験して楽しく防災を知ろう！」をテーマに防災を担う各職場がそれぞれのエリアに分かれ、自分たちの仕事(役割)について知ってもらい、見たり、触れたり、体験(乗車)等を通じて、防災に興味を持ってもらうためのイベントに参加。境港市消防団は、地元の境港消防署と一緒に消防エリアにおいて、はしご車、起震車を使いながら消防(団)のPR活動を行なった。
また、集客性のある防災活動イベントを通じて、防火防災普及啓発活動として、子どもたちに対して女性団員による紙芝居の読み聞かせ、子どもの同伴保護者に対しても、消防団のPRや消防団員加入促進のチラシも配布し、消防団に興味を持ってもらう契機とした。子ども用防火衣などを着用して写真撮影等実施した。

～消防エリア～

境港消防署・境港市消防団 はしご車、起震車の体験、ちびっこ消防隊(子ども用防火衣) 写真撮影、消太くん顔出しパネルと写真撮影、紙芝居読み聞かせ等



～海上エリア～

境海上保安部（巡視船おき 船内見学）
海上自衛隊舞鶴警備隊
（ミサイル艇はやぶさ 船内見学）

～自衛隊・警察エリア～

鳥取県警察 パトカー&白バイ
航空自衛隊第3輸送航空隊
破壊機救難消防車&軽装甲機動車
警備犬訓練実演、警護訓練実演

～ドクターヘリエリア～

鳥取大学医学部附属病院
鳥取県ドクターヘリ おしどり&ドクターカー

対 象： 小中学生、大人
費 用 等： 無料



活動内容



特記事項

コロナ禍において通常のイベントが中止になるなど、消防団の活動を知ってもらう機会が少なくなっていた時期ではあったが、合同で行ったことにより想定以上の集客につながった。今回の活動が消防団への加入にすぐに結びつくものではないが、家族等にも活動の一端を見てもらうことができ、消防団活動に対する理解を深めてもらう機会となった。今後も地道なPR活動を継続するとともに、機会を捉え、他の実動組織等とのコラボレーション企画により、効果的に消防団活動のPRに努めたい。

サッカーJ2 ファジアーノ岡山と連携した 消防団員確保・拡充事業に参加しました！



消防団概要

都道府県名 岡山県
 消防団名 赤磐市消防団
 実団員数 928名（うち女性団員 16名）
 HPアドレス <https://www.city.akaiwa.lg.jp/annai/syoubouhonbu/syoubouhonbu/akaiwasishobodan/7785.html>
 消防団事務局 〒709-0807
 岡山県赤磐市津崎114番地
 赤磐市消防本部 消防総務課 担当 消防団係
 電話 086-955-2245
 メールアドレス shobosoumu@city.akaiwa.lg.jp

活動内容

実施日： 令和4年9月4日（日）
 場所： シティーライトスタジアム公園広場（岡山市北区いずみ町）
 目的・経緯： サッカーJ2ファジアーノ岡山さんのホーム戦に合わせ開催された、岡山県消防保安課の消防団の力向上モデル事業において、赤磐市消防団女性部が消防団PRブースに参加させていただきました。
 試合当日観戦に訪れたお客さんを対象とし、心肺蘇生法体験、AEDを展示し、使用方法の説明を実施。



特記事項

AEDを開いて初めて見た、初めて触ったなど、実技体験に参加し、熱心に質問して下さる方も多く、「AEDは会社にあるけど使い方を初めて教わり、理解が深まった。」などの感想をいただきとても有意義な啓発活動であったと思います。

今後も、赤磐市消防団の女性部では、地域の敬老会や防火講習会へ参加し、その時期に合わせた啓発劇や、腹話術を披露したりと、地域に密着した、親しみやすい啓発活動を行っていきます。

成人の日における消防団PR活動



消防団概要

都道府県名 埼玉県
 消防団名 秩父市消防団
 実団員数 913名（うち女性団員 20名）
 HPアドレス <https://www.city.chichibu.lg.jp/4803.html>
 消防団事務局 〒368-8686
 埼玉県秩父市熊木町8番15号
 秩父市役所 総務部 危機管理課 消防団担当
 電話 0494-21-0127
 メールアドレス kiki@city.chichibu.lg.jp

活動内容

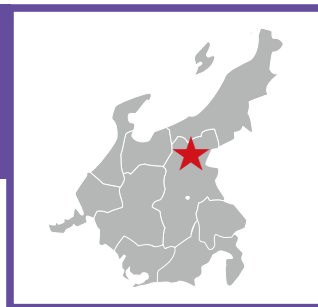
実施日： 令和4年1月9日（日）
 場所： 秩父市熊木町8番15号 秩父市役所敷地内（秩父宮記念市民会館前）
 目的・経緯： 若年層の消防団入団者の確保
 埼玉県危機管理防災部消防課とも連携し、消防団PR活動を行う。
 対象： 「秩父市成人式」に出席する成人約600名
 費用等： 埼玉県作成の啓発物品（クリアファイル、リーフレット、蛍光ペン、付箋、トートバッグ等）



特記事項

テントブースを設け、成人式に出席した成人に対し、一人ひとりお声がけをし消防団入団の働きがけを行うとともに、啓発物品を配布した。啓発物品は多くの成人に受け取っていただいた。消防団のPRになったが、消防団への入団者確保のためには、消防団入団促進PR動画を流すなど更なる工夫が必要である。

消防団員募集中！ 消防団応援スペシャルマッチを開催



消防団概要

都道府県名 長野県
 消防団名 長野消防協会
 実団員数 長野市3,010名、信濃町377名、
 飯綱町440名、小川村176名
 （うち女性団員 長野市54名、信濃町15名、飯綱町13名、小川村6名）
 HPアドレス <https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-somu/kannai/renrakusaki/chiikiseisaku.html>
 消防協会事務局 〒380-0836
 長野県長野市大字南長野南県町686-1
 長野地域振興局総務管理課県民生活係 長野消防協会担当
 電話 026-234-9531
 メールアドレス nagachi-kenmin@pref.nagano.lg.jp

実施日： 令和4年11月20日（日）
 場所： 長野Uスタジアム（長野市篠ノ井）
 趣旨： 4市町村の消防団で構成する長野消防協会では、毎年消防団活動環境支援事業として、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を作るため、様々な事業を実施しています。

今年度は、長野市に本拠を置くサッカーチーム、AC長野パルセイロと連携しJ3リーグ第34節、藤枝MYFCとの試合を多彩な企画を盛り込んだ「消防団応援スペシャルマッチ」として、次世代を担う若手消防団員の確保のためのPRを行うとともに、防火防災意識の高揚と消防団のイメージアップを図りました。

内容： ピッチ内の企画として、試合開始前に「スペシャルマッチ」の説明がアナウンスされ、チームマスコットに一日消防団員を任命。観客席前で声援にこたえ、今年県大会で優勝した長野市の消防ラッパ隊が演奏を披露しました。また、ハーフタイムでは各市町村のキャラクターとともに、消防団員募集の横断幕を掲げてピッチを一周しました。

活動内容



©2008 PARCEIRO



©2008 PARCEIRO



©2008 PARCEIRO

屋内では、試合開始前に事前に応募いただいた親子の皆さんに、女性消防団員の講師によるAED教室と選手によるサッカー教室を体験してもらい、親子のチームワークと防災意識を高めました。PRブースでは消防団への関心を高めてもらう消防団応援アンケートに回答いただいた方に、選手のサイン入りボールなどのグッズが当たる抽選会が長蛇の列ができるほど大人気でした。この他、水消火器ゲーム、消防ポンプ車試乗体験など盛りだくさんの企画でスペシャルマッチを盛り上げました。

費用： 63万円

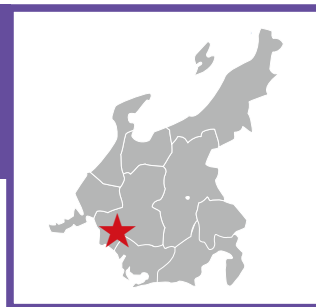
活動内容



特記事項

イベントでは、スタジアムに詰めかけた大勢のサポーターの皆さんから大きな拍手が寄せられ、またPRブースでも大きな反響があるなど、出場した団員はじめ役員は、手応えとやりがいと感ずることができました。特に若い人達に消防団への関心が高まり、活動に関心を持ち入団のきっかけとなることが期待されます。

輪之内町ふれあいフェスタにおける消防団活動の紹介



消防団概要

都道府県名 岐阜県
 消防団名 輪之内町消防団
 実団員数 111名（うち女性団員 0名）
 HPアドレス <http://www.town.wanouchi.gifu.jp/>
 消防団事務局 〒503-0292
 岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地の1
 輪之内町役場 危機管理課 消防係
 電話 0584-69-3117
 メールアドレス kikikanri@town.wanouchi.lg.jp

活動内容

活動内容： 町ふれあいフェスタにおける消防団活動の紹介、消防士体験、その他消防・防災啓発活動

実施日： 令和4年10月1日（土）、2日（日）
 午前10時から午後4時

場所： 輪之内町文化会館周辺（役場西側）
 対象： 町民の方々

目的・経緯：

1 はじめに・・・輪之内町消防団の変遷

輪之内町では令和2～3年度に消防諮問会議を立ち上げ、約50年ぶりに団員定数の見直しを行い、消防団員が107名（基本団員97名、機能別団員10名）から111名（基本団員85名、機能別団員26名）となりました。

報酬等の処遇改善、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進などについても議論を重ね、消防団の活動を知ってもらうことを主な目的に町独自の消防団のしおりを作成して、消防団への加入促進を実施しています。

2 活動を町民の方へより知っていただくイベントを実施

コロナ禍により、活動が制限される中でも、消防団員（以下、「団員」）のみなさんは町の安心、安全を守るために訓練などを行っています。また、自地区で実施している自主防災訓練にも積極的に参加されています。女性防火クラブ員（以下、「クラブ員」）のみなさんも防火・防災の知識習得に力を入れており、避難所設営訓練等を実施しています。将来的には団員、クラブ員が区長・区民・防災士の方々と普段から連携を取り、顔なじみとなることで災害等の有事の際には特に力を発揮いただけることを期待しています。

町のために普段から活動している団員等をより多くの町民の方に知ってもらうことで、団員の士気向上や消防活動への理解につなげたいと考え、町のイベントにおける啓発活動を実施しました。町では毎年10月に町ふれあいフェスタを実施しています。コロナ禍により、令和2・3年度は中止となり今年が3年ぶりの開催となりました。

例年、消防署員の方々と団員が連携して、子どもたち向けに「消防士体験」として、消防服を着用しての記念撮影、水消火器での放水体験等を行っています。今年度は先述のとおり、団員の活動を知ってもらい理解につなげることを目的に、団員とクラブ員、



消防署員の方々が協力して活動を行いました。

子どもたち向けに「消防士体験」に加え、団員・クラブ員について分かりやすくまとめた紹介文と消防車のペーパークラフト等の配布を行いました。大人向けには防災に関する資料の配布（家庭備蓄のすすめ等）、災害パネルや町貸出テントの展示を行いました。

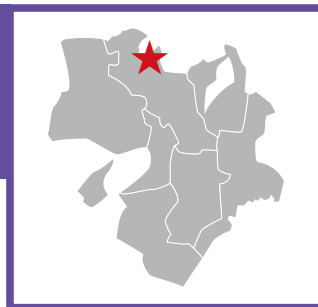


活動内容

特記事項

- ・当日は感染症対策を十分に実施しながら活動を行い、晴天にも恵まれたことから多くの来場者の方々に消防・防災の啓発活動を行うことができました。
- ・子どもたちはとても楽しそうに消防士体験を行っていました。また、ご家族等、来場者の方々にとっては、ふと立ち止まって消防・防災について考える良い機会となりました。
- ・団員にとっては、将来の輪之内町を担う子どもたちとふれあうことができ、良い時間となりました。また、クラブ員や消防署員の方々と一緒に協力して行事を行うことで、互いに顔馴染みとなるためのよいきっかけとなりました。
- ・町のために頑張っている消防団をもっと知ってもらい、団加入の推進につながるように取り組んでいきます。また、今後もクラブ員や防災士等の方々と一緒に行事を行い、地区での連携を深めていきたいと思えます。

消防防災パレードによる広報・消防団 PR 活動と 入団しやすい環境を目指して



消防団概要

都道府県名 京都府
消防団名 舞鶴市消防団
実員数 967名（うち女性団員 16名）
HPアドレス <https://www.maizuru119.com>
消防団事務局 〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市消防本部 消防総務課 総務係
電話 0773-66-0119
メールアドレス syoubou@city.maizuru.lg.jp

秋季火災予防運動期間中（令和3年11月6日（土）：舞鶴市東消防署管内）に、市民の皆さんの防火意識を高め火災発生を減少させること、また、生活様式の変化や少子高齢化等の影響を受け消防団員の確保が大変難しい状況の中、市民の皆さんに広く消防団を知っていただくことを目的として、消防署・消防団合同で消防車両を連ね「消防防火パレード」を実施しました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実現できませんでしたが、過去には地域の子供たちの参加もありました。

活動内容



また、消防団を身近に感じてもらうため、「消防団ポスターカレンダー」や、より深く消防団を知っていただくために「地域防災の要 消防団員になろう!!」と題し消防団Q&A等を作成し関係機関への配布やHPへの掲載を実施しました。

更には、消防団PR活動に加え、入団しやすい環境づくりと処遇改善を図るため「学生消防団活動認証制度」や「消防団協力事業所認定・表示制度」、「消防団員運転免許助成制度」の導入や、日本国籍を有しない方にも入団いただくための要件の策定など、多くの方に消防団に入団し活躍していただけるよう、様々な取り組みを進めています。



活動内容

消防団 Q&A

Q 消防団と消防隊の違いは？

A 消防隊では常勤の消防団員（地方公務員）が消防活動に従事するのに対し、消防団では消防員（自衛隊特別消防の地方公務員）がそれ以外の仕事を持ちながら活動を行います。消防隊と消防団は役割が異なり、消防団は消防活動以外にも地域防災活動や地域活性化活動などを行っています。

Q 仕事をしながら参加できますか？

A できます。消防団員の仕事は固定でなく、本に専任に勤務しながら、火災などの緊急時に消防車や消防ポンプ車で活動を行います。勤務先は、各消防団の活動について協力要請が行われます。

Q どのような活動ですか？

A 火災警報および消火活動などに加え、地域の安全確保、防災訓練などを行います。消防活動に必要な装備は、各消防団が備えています。消防活動は火災による被害を軽減するための防災活動の中心となります。一定期間以上活動し、認定された場合は、消防団員の称号および活動年数に応じて活動費が支給されます。

（例）活動費—14,000円/月（10,000円/月）
活動年数—1,000—5,000円（10,000円以上）
活動年数—5年以上活動年数が増え、活動費も増えます。

消防団員 女性員 募集

加入資格—男性に限定せず（18歳以上の人（高校生））
加入条件—2名以上（年齢、学歴など、お電話でご確認ください）

舞鶴市消防本部 ☎66-0119
消防団 ☎05-0119
消防隊 ☎77-0119

インターネットでのお問い合わせは、舞鶴市ホームページ（「消防」タブ）、「おたがフォーム」から。

地域防災の要 消防団員になろう!!

舞鶴市の消防団について知りたい

A 舞鶴市の消防団は東地区に9消防団、西地区に11消防団で構成されており、地域を管轄しています。消防員数は1,000人、平均年齢は44歳です（平成29年1月1日現在）。近年、団員数が減少傾向にあることから、若い世代の団員募集が望まれています。

女性も消防団員になれますか？

A 女もです。火災活動中後方支援などの活動もあり、従来の火災警報隊の団員や一人暮らしの高齢者への訪問支援、地域の防災教育や防災活動の推進なども活動しています。今後、さらに女性団員が増えることが期待されています。

現役消防団員から

消防団のいろいろな活動の中で、自分を生かせる活動を行っています。

舞鶴消防団 副団長 団員
水元 恵子 さん（女）
藤橋 さん（女）

消防団の活動は、地域の安全確保、防災訓練などを行っています。消防活動に必要な装備は、各消防団が備えています。消防活動は火災による被害を軽減するための防災活動の中心となります。一定期間以上活動し、認定された場合は、消防団員の称号および活動年数に応じて活動費が支給されます。

消防活動で使っている消防服は、建物の破損や団員の健康にも、もっと大切にしたいという思いで、子ども向けの消防服作りを行っています。地域に貢献でき、やりがいのある活動だと感じています。

消防団員がもっと増えて、消防団の活動の幅が広がれば、地域ももっと元気に活動します。

消防団の活動

災害時

火災が発生すると、消防団員が駆けつけ、火災を消します。火災発生時の消防活動は、消防団員が活躍の場です。消防活動は、地域の安全確保に貢献しています。

地震や台風など、自然災害が発生すると、消防団員は、地域の安全確保のために、地域の防災活動を行います。消防団員は、地域の安全確保のために、地域の防災活動を行います。

平常時

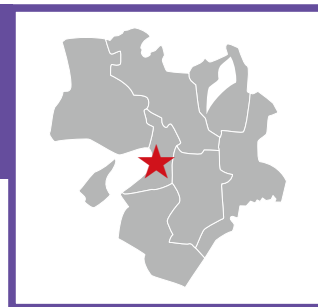
災害時に備え、定期的に消防訓練を行います。消防訓練は、消防団員のスキルを向上させ、地域の安全確保に貢献しています。

消防団員は、地域の安全確保のために、地域の防災活動を行います。消防団員は、地域の安全確保のために、地域の防災活動を行います。

特記事項

舞鶴市の消防団は、江戸時代の「消防組」からスタートし、様々な時代の変遷や市町村統合により現在の舞鶴市となりました。また、全国的にも珍しい旧村単位の枠組みを残し、一つの市の中に20個の消防団が存在しております。これまで先人達が培われてきた歴史と文化は継承しつつ、持続可能な消防団の在り方を検討するため、「舞鶴市消防団審議会」や「舞鶴市消防団組織改革分科会」を立ち上げ、消防団員のみならず有識者からのご意見も参考に、新たな組織改編に取り組んでおり、更なる飛躍を目指しています。

コロナ禍での新生活習慣を利用した消防団広報



消防団概要

都道府県名 大阪府
 消防団名 公益財団法人大阪府消防協会
 実員数 10,159名（うち女性団員 283名）
 HPアドレス <https://www.osaka-fsa.org>
 消防団事務局 〒540-0012
 大阪府大阪市中央区谷町2丁目2番20号
 電話 06-6937-8119
 メールアドレス daisyo@ofsa.or.jp

新型コロナウイルスの影響により消防団活動が思うように行っていない中ではあるが、消防団員の士気の低下の防止、減少しつつある団員の確保さらには消防団の広報については工夫して取り組む必要がある。そのため、日常の生活から常に消防団員である自覚や誇りをもってもらい、さらに消防団のPRについては消防団員の確保につなげることを目的として、マスクや衣服に貼るシールを作成し、府内の消防団に配布した。

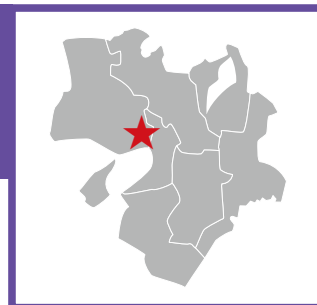
活動内容



特記事項

新型コロナウイルスの影響によりマスクの着用が定着していることを利用して、マスクなどに「消防団員募集」とプリントしたシールを貼り日常生活を行うことで会話のきっかけになり、自らの言葉や思いで消防団の存在や活動などを話すことにより、消防団のPRや消防団に勧誘することにつながることを期待し作成した。シールは布などに貼付できる素材を選び、デザインはシンプルなものにした。

尼崎市消防団「企画広報分団」×関西国際大学 地域防災サークル「ちーぼ」 座談会



消防団概要

都道府県名 兵庫県
 消防団名 尼崎市消防団
 実団員数 791名（うち女性団員 50名）
 HPアドレス <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syobo/syobodan/index.html>
 消防団事務局 〒660-0881
 尼崎市昭和通2丁目6番75号
 消防局 企画管理課 消防団担当
 電話 06-6481-3962
 メールアドレス ama-syou-somu@city.amagasaki.hyogo.jp

活動内容

実施日： 令和4年7月13日（水）
 場所： 関西国際大学 尼崎キャンパス
 目的・経緯： 地域住民への広報活動・女性消防団員の活動
 近年の社会情勢により、消防団員の確保が困難な状況である中消防団員の活動を活性化させるため、尼崎市と包括連携協定を締結している関西国際大学の尼崎キャンパスにおいて、関西国際大学地域防災サークル「ちーぼ」に所属している学生と、今年度新たに創設した尼崎市消防団企画広報分団を中心とする消防団員の座談会を実施した。
 この取り組みは、地域と学校等が連携し、学生に対して消防団活動の魅力を発信することで、若年層の入団促進及び消防団について理解してもらう機会を創出し、消防行政が抱える課題に市民とともに取り組む機運を高める一助とすることを目的としている。

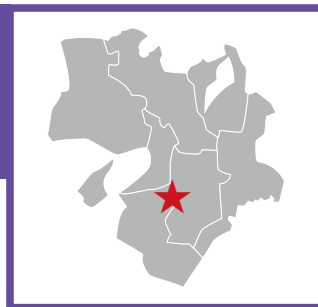
対象： 大学生
 費用等： 無料



特記事項

今回は座談会形式で学生と意見交換したが、参加した学生からも反響があったことから、大学の講義として消防団の活動等について話してほしいという依頼があったため、今後大学側と調整し、計画を進めていく。

子供見守りプロジェクト



消防団概要

都道府県名 和歌山県
 消防団名 高野町消防団
 実団員数 200名（うち女性団員 23名）
 HPアドレス <https://www.town.koya.wakayama.jp>
 消防団事務局 〒648-0211
 和歌山県伊都郡高野町大字高野山600番地
 高野町消防本部 担当 総務係
 電話 0736-56-0119
 メールアドレス syoubou@town.koya.wakayama.jp

活動内容

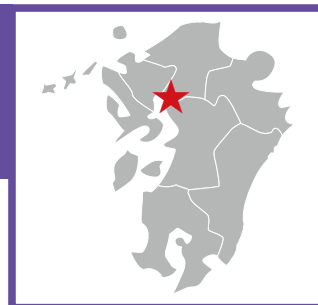
実施日： 小中学生の登下校時
 場所： 高野山地区
 目的・経緯： 登下校時の子供達への見守り活動を通して、地域住民が一体となった『安全・安心なまちづくり』を目指すもの。
 対象： 高野山小学校、中学校生徒
 費用等： なし
 内容： 活動のシンボルである「オレンジ色のタスキ」を掛けて、高野山地区内各所で登下校時の見守り活動を行うとともに、防火・防犯に向けた活動として夜間巡回を年間6回（2月、3月、4月、8月、10月、12月）実施し、町内の治安に努めている。



特記事項

この活動を通して地域住民が一丸となり、「安全・安心なまちづくり」がより一層推進されることを期待している。

オリジナルラベル備蓄水 ～災害に備え消防団をPR～



消防団概要

都道府県名 福岡県
 消防団名 大牟田市消防団
 実団員数 684名（うち女性団員 38名）
 HPアドレス <https://www.city.omuta.lg.jp/shoubou/>
 消防団事務局 〒836-0844
 福岡県大牟田市浄真町46番地
 大牟田市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0944-53-3522
 メールアドレス e-syoubousoumu@city.omuta.fukuoka.jp

活動内容

実施日： 令和4年10月20日から
 場所： 大牟田市消防団各種イベント・訓練会場
 目的・経緯： 市民の防災意識向上と消防団活動の充実強化に向けた取り組みとして、「オリジナルラベル備蓄水」を作成しました。
 “災害に備える”重要性を伝えるとともに、多くの方に消防団のことを知ってもらう機会を創出するために運用開始しました。
 内容： オリジナルラベル備蓄水

【デザイン】

ラベルは明るいイメージの透明。
 文字は、優しい字体と色。
 大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」がペットボトル全体に放水を行っており、消防団活動をイメージしています。

【キャッチフレーズ】

「あなたの力が、みんなの笑顔に。」
 多くの皆さんが新たに消防団に加入して頂くことで、市民の安心安全を守る力となり、みんなの笑顔に繋がっていくことを願っています。



【キャラクター】

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」は、子供から大人まで幅広い人気があるので、是非消防団への興味も高めて頂くことを期待しています。

【QRコード】

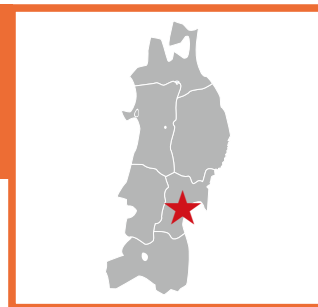
ラベル内に3つのQRコードを載せています。

- ① YouTube
- ② Instagram
- ③ 入団申請フォーム



消防団の認知度向上、イメージアップ及び団員加入促進を目的に総務省消防庁の「消防団の力向上モデル事業」を活用して作成しています。また、備蓄水は5年間保存可能なものとなっています。

消防団の認知度向上への 取組みについて



消防団概要

都道府県名 宮城県
 消防団名 仙台市泉消防団
 実団員数 348名（うち女性団員 32名）
 HPアドレス <http://www.city.sendai.jp/shobodan/kurashi/anzen/shobo/shobokyoku/shobodan/index.html>
 消防団事務局 〒981-3132
 宮城県仙台市泉区将監四丁目4-1
 仙台市泉消防署警防課管理係
 電話 022-373-0119
 メールアドレス syo018501@city.sendai.jp

場 所： 仙台市泉消防署
 目 的： 泉消防団の認知度向上と入団促進
 経 緯： 消防団入団を促進するには、まず消防団を知ってもらうことが何よりも重要です。仙台市泉消防団では、広報イベントの企画から実際の活動までを行う「泉消防団広報プロジェクトチーム」を結成し、積極的な広報による消防団の認知度向上を図り入団促進につなげています。
 費 用 等： 20万円（ポスター作成、広報誌作成費用合計）

活動内容

活動内容

泉消防団広報プロジェクトチームは、令和2年8月に結成され、現在18名の団員がメンバーとして検討会やイベントなどで活動しています。令和3年度には、広報用ポスターや泉消防団広報誌を作成し、管内の事業所、市民センター、町内会等に配布や掲示をしたほか、令和4年度には、区民まつりに参加し来場者に入団者募集を呼びかけるなど、泉消防団の広報活動の中心的な存在として活動しています。



広報用ポスター作成

団員をモデルにした広報用のポスターを作成し、管内の事業所などに掲示した。



広報誌作成

消防団PRのため、消防団活動に加えて、泉消防団14分団のうち、3分団の特集記事を掲載した広報誌を1000部作成し、管内の事業所や、イベント、町内会へ配布した。

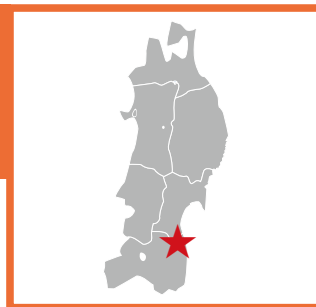


ラジオ出演

団員がラジオに出演し、消防団のPRを行った。

「ポスターを見た」という入団希望者も増えており、活動の成果を実感しています。今後も広報誌の発行を継続するとともに、各種イベントでの消防団入団促進ブースの出展等、新たな企画も進行中です。

消防団の認知度向上及び 将来の担い手の育成



消防団概要

都道府県名 福島県
 消防団名 相馬市消防団
 実団員数 482名（うち女性団員 2名）
 HPアドレス https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/chiikibosaitaisakushitsu/saigainisonaete/saigai_matidukuri/9339.html
 消防団事務局 〒976-8601
 福島県相馬市中村字北町63番地の3
 相馬市 総務部 地域防災対策室 消防防災係
 電話 0244-37-2121
 メールアドレス sm-bosai@city.soma.lg.jp

実施日： 令和4年4月20日、28日、9月1日
 場所： 市内小学校
 目的・経緯： 消防団員の高齢化に加え、団員数も年々減少し、消防団の将来の担い手の育成及び消防団活動の認知度向上のため、小学校の防災防火訓練に消防団も参加し、合同で訓練を実施。

当日の活動内容：

学校内で火災が発生し、児童が避難マニュアル等に沿って避難場所に避難。消防団は、待機場所（消防屯所など）から、サイレンを鳴らして出動。プールを水利とし、ポンプを稼働し、消防ホースを5本から7本繋ぎ、校舎に向けて放水を行いました。その後、代表児童に消防ホース（筒先）を持っていただき、放水体験を行っていただきました。最後に、消防団員から消防団の役割などを話していただきました。児童に、消防団の迅速な消火活動の様子を直接見ていただき、消防団員と接する機会をつくることのできた今回の合同訓練は、当初の目的を達成できたと思います。

活動内容



活動内容



特記事項

消防団員からは、消防車のサイレンを鳴らして公道を走行したことや、消火栓ではなくプールを水利にするなど、普段とは違う、実際の火災を想定した訓練となったことに加え、児童の前で実施したことから緊張感があったなど、充実した訓練を行えたとの声を聞くことができた。

学校関係者からは、消防団員は地域を守る身近な組織でありながら、存在を知らない子供たちも多かったことから、今回合同で行えたことは大変有意義であり、今後は活動内容紹介など、消防団員からの講話なども授業に取り入れられたらなどの声もあった。

今後の課題としては、学校の防災訓練に合わせて実施したため、平日の日中の時間帯での実施となったため、消防団員で参加できる団員が限られてしまった。今後も同様の訓練を継続して行っていく予定だが、休日に行う地区の防災訓練等への参加なども含め、活動・訓練方法を検討していきたい。

学生団員の入団募集啓発活動を通じて



消防団概要

都道府県名 石川県
 消防団名 小松市消防団
 実団員数 369名（うち女性団員 18名）
 HPアドレス <http://www.komatsu-fire.com/>
 消防団事務局 〒923-0801
 石川県小松市園町ホ110番地1
 小松市消防本部 消防総務課 企画教養担当（係）
 電話 0761-20-2705
 メールアドレス soumu.k-fd@city.komatsu.lg.jp

実施日： 令和4年10月22日（土）

場所： 公立小松大学

目的・経緯： 本市消防団は、昭和23年9月に「警防団」から「小松市消防団」に名称を改め、団長以下600名余りの実団員数として発足しました。その後、幾つかの村との合併を行い、現在は1本部（女性分団含む）と17ヶ分団の団員定数410名からなる組織として活動しております。女性分団については、平成7年12月、県内2番目の速さにて発足し、幼児防災教室をはじめ、市民への防災思想向上並びに広報のため、女性の活躍しやすい環境づくりに力を入れており、積極的に活動しております。近年は消防団員が減少傾向にあり、また、平均年齢の上昇が進む中、学生等の若い力を消防団活動へ活かし、消防団全体の活性化を図ることができないか考えています。

活動内容



本市消防団には平成20年に初めて学生団員が入団し、現在も団員として精力的に活動をしています。その後は平成30年に1名が学生団員として入団しましたが、大学卒業を期に退団し、現在の学生団員は今年度に入団した女性分団員1名となっているところです。全国的に分団員が減少している今日、本市消防団においても分団員の確保に大変苦慮しています。今回、小松大学青松祭という学生が中心に集まるイベントを転機と考え、学生団員の活動を広報、入団促進に繋げ、本市消防団の活性化を図っていきたいと考えます。

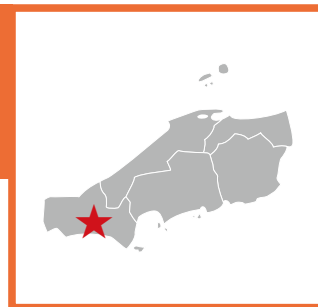
対 象： 18歳以上の学生

費 用 等： 特になし



学生団員の入団募集啓発活動を通じて、学生が学生団員は元より消防団員についても認識されていない現状に直面しました。学生には消防団員について説明した後、学生団員として活動することのメリット等を伝えたところ、「学生でも入団できることは知らなかった。」「就職活動にもメリットがあるなら興味がある。」といった率直な意見を聞くことができました。まだまだ、若年層において消防団員の活動を認識されていないことが把握できた今、今後は消防団員に少しでも興味を惹くことができるよう、また、1人でも多くの若い力を確保し、当市消防団の活性化を図っていきたいと思います。

消防団員確保のための広報活動



消防団概要

都道府県名	山口県
消防団名	防府市消防団
実団員数	362名（うち女性団員 23名）
HPアドレス	https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/32/
消防団事務局	〒747-0044 防府市佐波二丁目11番25号 防府市消防本部 消防総務課 消防団係 電話 0835-23-9901 メールアドレス fd@city.hofu.yamaguchi.jp

消防団員の確保・入団促進のため、防府市消防団では、まずできることからコツコツと…地道なPR活動を展開しています。

以前、イベントで行ったアンケートによると、消防団という組織の認知度は高いものの、活動内容について具体的なイメージが浸透していないこと等により、消防団に興味を持つ人の割合は低いものでした。

このことから、まずは、市民の皆さんと消防団とが触れ合い、会話する機会を増やすことを第一に…、そこから徐々に、消防団の活動内容と地域における重要性について認識してもらい、入団に繋げていくことができると考えています。

1 地域イベントへの参加

通年、常備消防の行う消防フェアをはじめ、地域の文化祭や花火大会、運動会等に継続して参加し、地域活動を行っています。

また、大きなイベントとしては、令和4年10月30日に、消防・警察・自衛隊等が参加する防災フェアにブースを出展し、来場した市民に対し消防団PR活動を行いました。

活動内容



活動内容

- 2 住宅用火災警報器の設置維持啓発活動
住宅防火の要といえる住宅用火災警報器について、市内各地域の分団ごとに、当該地域の一般住宅を訪問して普及・設置・維持啓発活動を行っています。
- 3 地域FMラジオへの出演
地域FMラジオの「市からのお知らせ枠」に定期的に出演し、消防団活動や団員募集についてPRを行っています。
- 4 市役所電子掲示板での団員募集PR
令和4年度からの取り組みとして、市役所の市民課待合部分に設置してある「広告付き電子番号案内表示機」に団員募集電子広告の掲載を始めました。
なお、この広告には市内各分団の中堅幹部集合写真を使用しているため、市民の皆さんに、消防団をより身近に感じてもらうことができ、入団促進の一助になると考えます。



防府市役所からののお知らせ

消防団員の募集について

防府市消防団では、随時消防団員を募集しています。
消防団員は、地域の消防防災リーダーとして安全・安心を守る活動を行います。



お問い合わせは消防総務課（消防本部3階・TEL23-9901）まで

特記事項

コロナ禍においては、地域行事におけるPR活動もさることながら、本来の消防団活動においても制限される部分が多く、思うような活動ができませんでした。令和4年度からは、徐々に従来の活動ができるようになってきましたが、今後は、そのまま従来の形式に戻すのではなく、コロナ禍での工夫を活かした広報活動を展開していきたいと考えます。

歴史ある消防団活動を見直す 「多摩市消防団活動見直し検討委員会」



消防団概要

都道府県名 東京都
 消防団名 多摩市消防団
 実団員数 210名（うち女性団員 10名）
 HPアドレス <https://www.city.tama.lg.jp/category/1-7-6-0-0.html>
 消防団事務局 〒206-8666
 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
 多摩市役所総務部防災安全課消防担当
 電話 042-338-6802
 メールアドレス tm042000@city.tama.tokyo.jp

実施日： 第1回 令和3年6月16日（水）、第2回 令和3年8月4日（水）、
 第3回 令和3年11月14日（日）

場所： 多摩市役所

対象： 全分団 入団5年・10年の消防団員（延べ60名）

目的・経緯： 多摩市消防団の団員充足率は9割を超えているものの、地域活動の希薄化や少子化等の影響により、フレッシュな年齢層の団員確保が難しくなっている。また、令和の時代を迎え価値観も多様化し、消防団を取り巻く環境も激しく変化している中で、新型コロナウイルス感染症がまん延し、消防団活動が中止・縮小となり、団員同士の交流も少なくなっていた。

しかしながら、多摩市消防団としては、この機会を「十分な時間が作れるチャンス」ととらえ、「多摩市消防団活動見直し検討委員会」を発足させ、より若い団員の意見を取り入れながら、従来 of 活動等を見直し、団本部に対し「提案」をすることを目的として検討会を開催した。

活動内容



活動内容

- 内 容： 第1回テーマ「活動の認知（地域へのイメージ・ステータス向上、広報）」
 第2回テーマ「団員確保・待遇向上（家族含めて）」
 第3回テーマ「負担の軽減」
 なお、各回のテーマは、第1回目に参加した団員で決定しました。



他分団の団員と交流することが少ない若手団員ですが、議論が進むにつれて活発に意見交換をするようになり、多くの提案があげられました。全ては紹介しきれないので、詳しくはホームページで確認してください。

特記事項

「提案」を受け、多摩市消防団本部として取り組んだ「新たな取組」

第1回テーマ「活動の認知」を受けた新たな取り組み

- ・ポンプ操法大会の会場を市民の目に触れる陸上競技場へ変更
- ・出初式を多くの方が往来している、多摩センター駅近隣のパルテノン多摩及び多摩中央公園へ変更

第2回テーマ「団員確保・待遇向上」を受けた新たな取り組み

- ・年額報酬を一律2万円増額
- ・出初式表彰記念品をバッジ・盃からカタログギフトへ変更

第3回テーマ「負担の軽減」を受けた新たな取り組み

- ・ポンプ操法大会を隔年実施へ変更
- ・日曜日の日中に実施していた春の消防訓練（震災時初動訓練）を土曜日の夜間に変更して実施

多摩市消防団本部として若手団員の声を直接聞いたのは、有意義であり驚きもたくさんあった。今後も、市と協力しながら、歴史ある消防団活動を尊重しつつ、検討委員会からの提案を考慮し、新たな活動に取り組んでいくとともに、消防ポンプ車の一斉更新に向け、消防団員相互の議論を深めていきたいと思えます。

市長と消防団との「まちづくりミーティング」の開催について



消防団概要

都道府県名 群馬県
 消防団名 桐生市消防団
 実団員数 510名（うち女性団員12名）
 HPアドレス <http://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/shobo/index.html>
 消防団事務局 〒376-0027
 群馬県桐生市元宿町13番38号
 桐生市消防本部 総務課 庶務係
 電話 0277-47-1701
 メールアドレス fd-somu@city.kiryu.lg.jp

実施日： 令和4年8月18日（木）
 場所： 桐生市消防本部 3階会議室
 目的： 共感、共創が実感できるまちづくりを進めるため、「地域防災力の維持・向上を図るための環境整備」を開催テーマに市長と消防団が直接意見交換しながら、共に地域課題の解決や新たな取り組み等を創造していくことを目的としています。
 対象： 桐生市消防団 団本部

活動内容



内容：

- (1) 意見交換のポイント
 - ・消防団の活動を通じて感じていること。
 - ・地域防災力の維持・向上を図るために桐生市と共創したいこと。
- (2) 桐生市消防団の現状、取組等
 - ・消防団員数が条例定数を下回っており、減少傾向にある。
 - ・平均年齢は、年々上がっており、高齢化が進んでいる。

- ・市域の7割を山林が占めていることから、消防本部と合同で林野火災対応訓練を実施している。

また、市街地には渡良瀬川や桐生川などの大小の河川が流れていることから、市役所、消防本部と合同で水害を想定したブラインド型災害対応訓練を実施している。

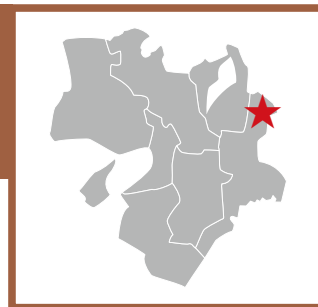
(3) 桐生市消防団 団本部からの意見

- ・以前は自営業が多かったが、現在は被雇用者が増え、日中の災害に対する消防力の低下が懸念されている。
- ・消防団員の確保には、家族の理解が不可欠である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団の訓練や行事などを控えていることから、団員間の接点が希薄になっているように感じる。



被雇用者が増えている中、長時間の現場活動は負担が大きいので、消防職員が先着し消防団員が補助に回る等の役割分担をすることで、負担が軽減できると考えられる。消防団の現状に合わせた戦術を職員とともに、検討し実践していきたい。

四日市市消防団 特殊任務隊の発隊について



消防団概要

都道府県名 三重県
 消防団名 四日市市消防団
 実団員数 557名（うち女性団員 39名）
 HPアドレス <https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/index.php>
 消防団事務局 〒510-0087
 三重県四日市市西新地14番4号
 四日市市消防本部 消防救急課 地域安全係
 電話 059-356-2005
 メールアドレス syouboukyukyu@city.yokkaichi.mie.jp

実施日：（水上バイク隊発隊式・任命式） 令和4年6月1日（水）
 （バイク隊発隊式・任命式） 令和4年6月5日（日）
 場所：（水上バイク隊発隊式） 四日市市天カ須賀1丁目8-26
 カネニ総業株式会社 伊勢湾マリーナ
 （バイク隊発隊式） 四日市市中村町2281-2
 四日市市北消防署 北部分署

目的・経緯：（水上バイク隊について）
 全国各地においてこれまでに経験したことのないような豪雨により河川が氾濫するなどの災害が発生しています。
 このような災害が発生した場合には、道路が冠水することによって住居から避難することができない方々を迅速に救出する必要があるため、市内の水上バイクを保有している事業所の従業員6名を機能別団員として任命し、水上バイク隊を発隊しました。

活動内容



発隊式の写真



発隊式後の訓練写真

【水上バイク隊の訓練内容】

発隊式の当日、水上バイク隊として任命された団員により港湾作業員が誤って海に転落したことを想定した訓練を実施しました。訓練内容は出動要請を受けた水上バイク隊が出動し、転落した要救助者を隊員が協力して水上バイクへ救出するものでしたが、初めての訓練にもかかわらず迅速に救出することが出来ました。今後、四日市市消防本部の水難救助隊との連携訓練や、河川が氾濫した災害などを想定して水上バイクを災害現場まで搬送する訓練を実施していく予定です。

（バイク隊について）

発生が危惧されている南海トラフ地震をはじめとした大規模地震が起こると道路が損

壊し、渋滞が発生するなどして緊急車両が災害現場に到着するまでに時間を要する、または到着できないことが想定されます。災害現場の状況や、主要幹線道路の渋滞や損壊などの状況を早期に情報収集することを主な目的として、消防団員の中から募集した8名の隊員でバイク隊を発隊しました。



発隊式の写真



訓練写真（ルート選択）

【バイク隊の訓練内容】

早朝、市内に震度6強の地震が発生し市内全域で甚大な被害が発生したことを想定して訓練を実施しました。訓練内容は、早期に被災状況を把握するため機動力のあるバイク隊を消防本部に参集した後、隊員を2班に分け、倒壊した共同住宅の要救助者の有無などの被害状況、重要文化財の被災状況の情報収集を行いました。隊員で道路の被災状況を鑑みルート選定し現場へ向かい、携帯電話などを活用して写真撮影を実施し、収集してきた情報を団長に報告を実施しました。

（訓練結果）

発隊してから間もないため、これまでの研修等において参集方法や出動までの要領については確立されているものの、情報収集などの活動については経験がないことから、このような訓練が実施できたことは非常に意義深いものでした。

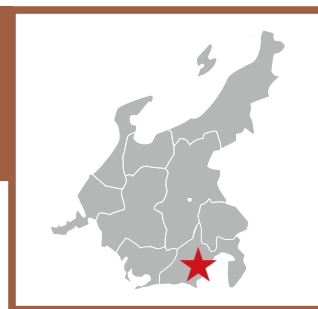
今後も定期的に訓練を積み重ねていき、災害対応能力の向上を図っていきたいと考えています。

費用等： 水上バイク隊及びバイク隊の活動に際しての装備品（ヘルメット等）を配備しました。

今回、特殊任務隊の消防団員として新たに任命されました団員は、これまで経験したことが無い災害の発生に備えて、訓練を積み重ねていく必要があります。

四日市市消防団としましては、新たに発隊しました「水上バイク隊」「バイク隊」の活動を追求していき、大規模災害時には、市民から信頼される消防団として更なる発展を目指していきたいと考えています。

どうする焼津市 ～機能別消防隊の飛躍～



消防団概要

都道府県名 静岡県
 消防団名 焼津市消防団
 実団員数 561名（うち女性団員 26名）
 HPアドレス <https://www.city.yaizu.lg.jp>
 消防団事務局 〒425-0041
 静岡県焼津市石津728-2
 焼津市防災部 地域防災課 防災対策担当
 電話 054-623-2572
 メールアドレス shobodan@city.yaizu.lg.jp



焼津市消防団

【機能別消防隊の概要】

設置隊数と人員：7隊 117名
 貸与品：ヘルメット、活動服、編み上げ靴、手袋等
 出動報酬：8,000円（4時間未満は4,000円）
 年額報酬：15,000円
 活動内容：OB団員は、地元分団へ、事業所団員は、就業時間内で事業所の半径約500m以内で発生する建物火災へ、ともに後方支援活動を目的として出動する。

活動内容



特記事項

焼津市消防団では、消防団員のサラリーマン化に伴う昼間における消防力の低下が進んでいました。そこで、昼間火災対応の強化を目的に平成31年4月より機能別消防隊の強化に努めてきました。最初に、消防団員のOBで結成する「OB団員」の新設を皮切りに、市内5つの事業所で組織する「事業所団員」の拡充もあり、令和5年1月現在で7隊117名が機能別消防隊として活躍しています。機能別消防隊の主な活動内容は、火災現場における車両誘導、活動する消防団員や一般市民の安全管理、さらには情報収集等、多岐にわたります。今後も焼津市消防団機能別消防隊は、焼津市の昼間火災対応をより一層強化したいと考えています。

消防団活動におけるドローン活用



消防団概要

都道府県名 広島県
 消防団名 安芸太田町消防団
 実団員数 380名（うち女性団員 5名）
 HPアドレス なし
 消防団事務局 〒731-3810
 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
 安芸太田町役場 総務課 危機管理室
 電話 0826-28-2111
 メールアドレス bo-sai@town.akiota.lg.jp

活動内容

安芸太田町消防団では、令和3年1月にドローンを導入しました。

ドローンを導入することで、捜索・災害時などの活動が効率化され、団員の負担軽減と安全確保を図ることができます。また、ドローンの活用により、これまでは後方支援が中心であった女性消防団員も第一線での活躍が期待できるため、現在、女性団員を中心にパイロットを育成し、活動しています。

本町は町域の約9割を山林が占める急峻な地形のため、災害時の危険個所の確認には危険が伴い、時間を要していましたが、ドローンの活用により、安全に早く確認作業を行うことができるようになりました。令和3年8月の大雨では、道路に土砂が流れ出た際、土砂の流出元の状況を消防団のドローンで確認し、業者に引き継ぐことで、素早い土砂撤去が実現できました。

最近では、町内の保育所を対象とした「防災教室」にもドローンを活用しており、紙芝居等による指導に加え、ドローン操縦を披露しています。園児たちは、モニターに映った上空からの自分たちの姿に興味を持ち、目を輝かせてドローンに手を振ってくれ、消防団に関心を持つきっかけになればと期待しています。



特記事項

今後もパイロットを育成し、さらに活躍の幅を広げていきたいと考えております。

愛南町消防団バイク隊



消防団概要

都道府県名	愛媛県
消防団名	愛南町消防団
実団員数	928名（うち女性団員 19名）
HPアドレス	なし
消防団事務局	〒798-4341 愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺473番地 愛南町消防本部庶務課 消防団係 電話 0895-72-0119 メールアドレス shoboshomu@town.ainan.ehime.jp

【目的・経緯】

愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、大部分が山地でリアス式の複雑な海岸線を持ち、南側は太平洋、西側は豊後水道に面する自然豊かで温暖な地域で、この気候や地形を活かした海面養殖や柑橘類の栽培がとても盛んです。このため、海岸部や山間部には集落が点在していますが、少子高齢化が進んでおります。また、各集落を結ぶ道路は、幅の狭いところや曲がりくねった道も多くあるうえ、近隣市町からのアクセス道路は国道56号線しかない状況です。

近年は全国各地で自然災害による被害が多発しておりますが、愛南町においても台風や豪雨によって土砂崩れや倒木、冠水等が発生したほか、道路が寸断されて一部集落が孤立してしまうこともありました。これまでに発生した阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害において、バイクの機動力や燃費などの有用性が評価される中、一部の団員から「愛南町でも災害時にオフロードバイクを活用して、迅速な災害対応に繋がりたい」との声が上がり、オフロードバイクを所有する団員有志が集まり、自主的な訓練や協議を経て、令和2年9月に「愛南町消防団バイク隊」を結成いたしました。主な活動目的としては、災害現場等へオフロードバイクで急行し各種情報収集や支援物資搬送など、機動力を活かした災害対応活動としています。

【活動内容】

現在のところ災害現場での活動はありませんが、今後30年以内に発生すると予測されている南海トラフ巨大地震のほか、近年多発している豪雨災害等に対応するため、月1回のペースで訓練を行っています。

隊員のバイク運転技術等の向上を図るための基本訓練として、旧採石場の跡地を活用し災害時を想定した悪路走行や急勾配走行などのほか、障害物の乗り越えや砂地でのスラローム走行などを行い、アクセルワークやブレーキング、バランス感覚などを磨いています。この訓練場所は、所有する業者のご厚意より無償で利用させていただいております。



活動内容



また、当初はトランシーバーで連絡を取り合っていました。走行中には連絡や操作が出来ないため、令和3年9月にバイク用インカムを導入しました。これにより訓練場所を町内各地にも広げ、避難所や道路状況などを確認することとしました。町内での走行訓練は事前にルートを決め、実際の活動と同様に2～3名の班に分かれて行っています。

普段ではあまり通ることのない狭い道路や集落を巡りながら、ポイントごとに団本部と連絡を取りあい、避難所となる公民館や集会所、活動拠点となる各消防団詰所などを確認したり、町内各地の危険箇所や迂回路の有無など道路状況を把握したりしています。また、現場の状況や場所をわかりやすく伝達するため、スマートフォンアプリ「ライン」を活用し、現地の画像情報や正確な位置情報を送信する訓練も併せて行っています。

【バイク隊概要】

活動目的： 災害時等における消防団活動の支援等

（情報収集・物資運搬・行方不明者の捜索等）

結 成： 令和2年9月10日

隊 員 数： 8名（令和4年4月現在）団員兼務

貸与装備： バイク用インカム、活動ベスト

実施訓練： 不整地走行訓練（旧採石場跡地）
走行訓練（町内各地、道路状況・避難所等の確認ほか）

通信伝達訓練（インカム、ライン、トランシーバーほか）

応急手当訓練

そ の 他： 消防団員マイカー共済に加入
（令和3年6月～）



【隊員の声】

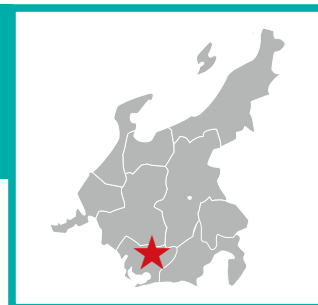
ハザードマップだけではわからない現地の情報を、実際に行ってみて詳細に知ることが、災害時の迅速な対応につながると思うので、町内をくまなく走行し、様々な情報を事前に把握したい。

【今後の検討課題】

隊員自身が普段から乗りこなしている自家用バイクを使用することで、そのバイクの能力や挙動などを熟知していることや、普段からバイクの点検・整備が出来るため、隊員が少しでも安全に消防活動を行うことが出来ると考えている。また、自宅等からも現場へ急行できるため、迅速な対応が可能などのメリットがあると考えます。

なお、消防団員マイカー共済に加入することで、災害活動時の不慮の事故に対応をしているが、訓練時は補償対象にならないため、事故が起こらないよう十分注意して訓練を行わなければならない。

～消防技術の習得に向けた新たな取り組み～ 第1回豊田市消防団警防技術大会

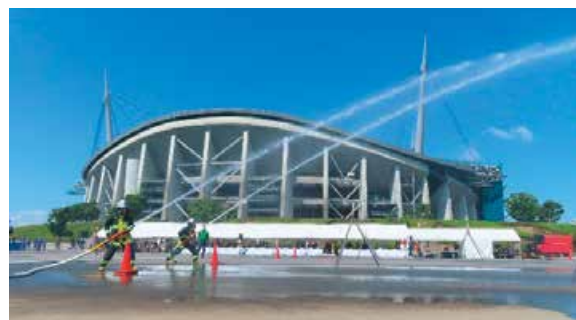


消防団概要

都道府県名 愛知県
 消防団名 豊田市消防団
 実団員数 1,938名（うち女性団員 41名）
 HPアドレス <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/1002444/1002539.html>
 消防団事務局 〒471-0879
 愛知県豊田市長興寺5丁目17番地1
 豊田市消防本部 総務課 消防団担当
 電話 0565-35-9717
 メールアドレス shoubou-soumu@city.toyota.aichi.jp

活動内容

実施日： 令和4年6月12日（日）
 場所： 豊田スタジアム 多目的広場（愛知県豊田市千石町地内）
 目的・経緯： 豊田市消防団警防技術大会は、消防団の火災現場対応力及び警防技術に必要な技術の向上を図ることを目的に実施しました。
 本市消防団は、令和元年度から、「豊田市消防団運営のあり方検討委員会」を設置し、消防団の進むべき方向を見出すための検討を始めました。そのなかにおいて、消防操法大会のあり方を検討し、本大会の開催を決定しました。
 本大会は、「消防団員の処遇等に関する検討会」の最終報告書（令和3年8月）で、都道府県や市町村への提言内容（大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化の指摘に配慮した見直し）に沿うものです。
 対象： 豊田市消防団員
 本大会には、本市各地域を代表する全14小隊（小隊は最大5人で構成）65名が出場しました。
 費用等： 約1,230,000円（会場設営費、消耗品費等）
 その他： 本大会は、総務省消防庁「消防団の力向上モデル事業」の採択事業です。



活動内容



特記事項

本大会の開催後、消防団員からは「訓練による負担は少ない中でも、警防技術が向上した」「仲間と戦術を考えることで、チームワークを築けた」「消防職員と訓練することで、実災害でも連携しやすい環境となった」などの意見があがっています。

警防技術大会は、消防操法の基本技術を習得した上で実施することで、より有意義なものになると感じております。今後は、令和5年度に警防技術大会、令和6年度に消防操法大会を実施し、令和7年度以降は交互に開催する予定です。



豊田市消防団 Instagram



豊田市消防団 PR 動画

火災防ぎょにおける 視覚的効果を用いた教育訓練



都道府県名 愛知県
 消防団名 碧南市消防団
 実団員数 186名（うち女性団員 0名）
 HPアドレス <https://www.city.hekinan.lg.jp>
<http://www.kinutoh.jp>
 消防団事務局 事務局
 〒447-8601
 愛知県碧南市松本町28番地
 碧南市市民協働部防災課 地域防災係
 電話 0566-95-9875
 メールアドレス：bosai@city.hekinan.lg.jp
 訓練担当
 〒447-0844
 愛知県碧南市港本町1番地29
 衣浦東部広域連合 碧南消防署 庶務・消防団係
 電話 0566-41-2400
 メールアドレス：hekinansho@union.kinutoh.lg.jp

消防団概要

【活動内容】

実施日： 令和4年4月14日（木）及び令和4年4月28日（木）
 場所： 衣浦東部広域連合 碧南消防署 訓練広場
 対象： 碧南市消防団全団員
 費用等： 訓練費用弁償
 経緯： 教育訓練のうち従来の放水実践訓練では、想定を口頭や図で示すのみで、火災の動きに応じた放水箇所や放水性状等はイメージに頼らざるを得ず、指導者である消防職員と消防団員との間で火災防ぎょにおける認識の差が生じてしまう訓練環境が課題であった。
 消防団訓練が夜間に実施されるという特性を利用して訓練環境を改善し、具体的に放水のポイントを伝達できるよう視覚的効果を用いた放水実践訓練を実施しましたのでご紹介いたします。



活動内容

訓練内容： 火災のイメージをより具体的に示すため、プロジェクターを用いて燃焼実験動画を消防署庁舎壁面に投影し、一般建物及び中高層建物火災による訓練を設定しました。

基本的な放水技術の向上を目的にするるとともに、動画を用いた訓練を実施することで、ポイントを理解した放水要領の確立、延焼火災に対する危機感及び訓練に対するモチベーションの向上を図りました。

訓練設定用資器材： タブレット、P C（バックアップ用）、プロジェクター、接続用コード、延長コード、消防車両



訓練結果： 本訓練は、安全な放水位置、放水姿勢、放水補助、ノズル操作、火災状況に応じた放水要領及び延焼危険に対する放水要領を実施した。

訓練後のアンケートから、指導者と実施者の実施結果が類似していること、実際に今までの訓練指導より分かりやすかったという団員意見が挙げられていることから、本訓練は統一的な指導かつ効果的な訓練が実施できたと考えます。

改善事項： 今後、実火災現場等の動画活用を慎重に検討するとともに、火災防ぎよの知識向上のため、動画を活用したミニ講義後に訓練を実施するなど、より効果的な教育訓練の企画に取り組んでまいります。

【おわりに】

本訓練を実施した団員は、危機感をもって「自分は何をすべきか」を考え、行動することができた。訓練中の団員の真剣な顔、輝く目は「災害時に自分は役に立てる」ことを実感した表情であると推察している。

常備消防からの効果的な訓練を継続していくことは非常に重要であり、団員一人一人の危機感や訓練に対するモチベーションをさらに向上させ、限られた訓練を真剣に実施することが重要である。

地域防災力の充実及び強化に繋げるために今後も訓練内容等を検討し常備消防と消防団の連携を密にして対応していく。

今後の訓練に関して、放水実践訓練のみではなく、救急・救助等の現場をよりリアルにイメージして訓練に取り組んでもらえるよう積極的に映像を使用し、視覚的效果を最大限に活用した効果的な訓練としていく。

令和4年度消防団員研修会



消防団概要

都道府県名 島根県
 消防団名 公益財団法人島根県消防協会
 実団員数 11,062名（うち女性団員 225名）
 HPアドレス <http://fish.miracle.ne.jp/mukasai/>
 消防団事務局 〒690-0011
 松江市東津田町1741-3
 いきいきプラザ島根1階
 電話 0852-21-2166
 メールアドレス mukasai@tx.miracle.ne.jp

実施日： 令和4年12月10日（土）
 場所： 松江市 ホテル白鳥
 目的・経緯： 地域防災の向上を図ることを目的とするもので、消防団員がD I G訓練を通じて必要な知識や技術を習得するために県の委託事業として実施した。
 対象： 県内消防団員 約50名
 費用等： 25万円

活動内容



研修会は、山口大学大学院創成科学研究科准教授、消防大学校客員教授 瀧本浩一氏及び同大学創成科学研究科防災システム工学研究室アドバイザー 岩本憲治氏を講師にお招きし、講演及びD I G図上訓練を行った。図上訓練では9班に分かれ災害ごとに危険が予測される地域や事態などをシート上に書き込んだが、参加した団員からは「今まで図上訓練を経験したことがなかったので驚いた。自分の消防団でも実施したい。」という声が多くあった。

特記事項

次年度以降も継続的に訓練を実施していきたい。

令和4年度 宇佐市消防団防災研修会



消防団概要

都道府県名 大分県
 消防団名 宇佐市消防団
 実団員数 978名（うち女性団員 12名）
 HPアドレス <http://www.city.usa.oita.jp>
 消防団事務局 〒879-0444
 大分県宇佐市大字石田176番地
 宇佐市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0978-32-0119
 メールアドレス 5syouboudan04@city.usa.lg.jp

活動内容

実施日： 令和4年6月12日（日）
 場所： 宇佐市安心院地域複合支所 1階 多目的ホール
 （大分県宇佐市安心院町下毛2115番地）
 目的・経緯： これまでに発生した災害を振り返るとともに、今後起こり得る災害に備えるため、消防団員としての知識と危機管理能力の向上を図ることを目的とし、出水前の時期にあわせて、外部講師による防災研修会を開催するもの。
 講師： 国立大学法人大分大学 減災・復興デザイン教育研究センター
 防災コーディネーター 板井 幸則 氏
 対象： 宇佐市消防団 約80名（階級 部長以上）



特記事項

令和2年7月豪雨による被害を振り返りながら、防災知識や危機管理能力を高めていく事や地域防災の中核を担う消防団としての在り方などを中心に講話していただき、これから出水期を迎える前に防災意識を高めることができたこと好評であった。

今回の研修会は市消防団としても初めての活動であり、また、感染症対策の観点から参加者を制限することとなったが、今後は規模を拡大し若年層の団員に対しても知識の向上を図りたいと考えている。

災害時における簡易型トリアージ



消防団概要

都道府県名 鹿児島県
 消防団名 東申良町消防団
 実団員数 114名（うち女性団員 14名）
 HPアドレス <http://www.higashikushira.com>
 消防団事務局 〒893-1693
 鹿児島県肝属郡東申良町川西1543番地
 東申良町役場 総務課 危機管理係
 電話 0994-63-3131
 メールアドレス kikikanri@higashikushira.com

活動内容

実施日： 令和4年11月5日（土）
 場所： 東申良町立 東申良中学校 武道館
 目的・経緯： 東申良町では、大規模災害が発生した際、住民から救急隊への要請が殺到する恐れがあるため、避難所における避難時点の健康状態の把握並びに救急隊への引継ぎを目的に、町独自の簡易型トリアージを作成しています。
 なお、この簡易型トリアージは、医師などが行う本来のトリアージとは全く別物として、町民生対策部及び東申良町消防団女性消防隊が中心となって、避難所に避難された方を対象に実施することとしています。
 内容： 南海トラフ地震を想定した「令和4年度鹿児島県総合防災訓練」の参加機関として、避難所運営訓練を実施しました。

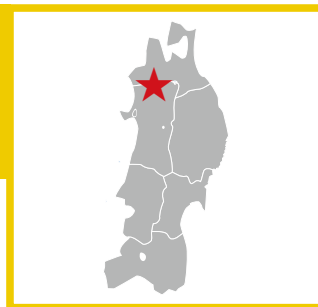


特記事項

今回の訓練では、複数人で班を編成し、聞き取り係、記録係、連絡係といった役割分担を行い、重傷、軽傷等の判断には、班全体で決定するよう意識しましたが、対象者からの聞き取りについては、見落としが無いよう、どのように接するのかなどが話し合われました。

また、症状によっては、時間の経過とともに悪化するケースも考えられることから、避難所や災害対策本部との連携が必要であることを再確認しました。

消防団応援の店 ポイントカード事業がスタート！



消防団概要

都道府県名 秋田県
 消防団名 大館市消防団
 実団員数 914名（うち女性団員 98名）
 HPアドレス <http://odate-syobodan.jp>
 消防団事務局 〒017-0864
 秋田県大館市根下戸新町1番1号
 大館市消防本部 担当 消防総務課
 電話 0186-43-4152
 メールアドレス syobo@city.odate.lg.jp

実施日： 令和4年11月1日 ～ 令和5年3月31日

目的・経緯： 消防団応援の店事業は、消防団員が応援の店を利用した際に、協賛店の特典サービスをうけられるという、地域が消防団を応援する事業です。

現在、大館市消防団応援の店は47店舗あり、勧誘時は、消防団員約900人の購買力を売りに説明しておりますが、団員の利用率が思うように上がりません。そこで、団本部と相談し「団員1人が1年に2回、消防団応援の店を利用しましょう！」という目標を掲げ、ポイントカードを作成しました。

対象： 大館市消防団員全員

費用等： 賞品（消防団員ポケットティッシュ） 団本部賞品（寄贈）
 消防団長・消防長賞品（寄贈）

活動内容



【賞品】



【団本部賞品】
(先着100名)



【消防団長・消防長賞品】

※大館市は、渋谷に銅像がある忠犬ハチ公のふるさとです。令和5年11月に忠犬ハチ公が生誕100年を迎えるため、この事業も忠犬ハチ公に因んで8、18、28・・・と8の付く届出番号の方に、賞品を贈ろうという発案があり、団長・消防長賞が誕生しました。

仕組み： 開始に当たり消防団員にポイントカードを配布し、応援の店にシールを配布する。消防団員が応援の店を利用すると、応援の店でポイントカードに、1枚シールを貼る。このシールが2個貯まったら、ポイントカードを消防総務課へ提出する。今年度は、3月までの半年間という短い期間で行います。

○ポイントカード（表）



（裏）



○お店で貼ってくれるシール

お店には登録順に No. があります



11月1日にスタートしたばかりの事業ですが、出だしは順調で、2週間で7名の団員から、ポイントカードの提出がありました。多くの団員が主旨に賛同し、消防団応援の店ポイントカード事業に参加してくれることを期待しています。また、消防団応援の店からも、いいアイデアだと好評で、次年度以降も継続の予定です。

○【消防団員が応援の店を確認できる方法】

消防団員に消防団応援の店を周知するため、次の3つの方法でPRを行っています。

- ①大館市消防団HPに、消防団応援の店を掲載している。
- ②大館市消防団応援の店ハンドブックを作成している。（写真1）
 - ・毎年、新規加入となる店舗があるため、出初式の屋内行事の受付に並べ、消防団員が自由に持ち帰れるようにしている。
 - ・新入団員には、入団時に大館市消防団応援の店ハンドブックを配布している。
- ③消防団応援の店の趣旨に賛同してくださる店舗に勧誘を行い、毎年11月に市長室で、大館市消防団応援の店表示証の交付式を行っている。その際、地元紙と大館市の広報紙に、表示証（写真2）交付式の記事を掲載している。

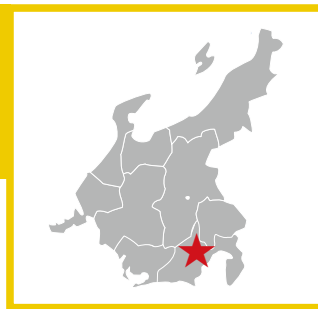
※消防団応援の店ハンドブック（写真1）

※「消防団応援の店表示証」（写真2）



効 果： 地域が消防団を支える消防団応援の店事業は、新規団員の加入、団員の満足度向上には、もちろん効果を発揮しておりますが、併せて、消防団員の購買力が、地域活性化に相乗効果をもたらすことを期待しています。また、この事業により、地域の消防団に対する意識が醸成し、地域と一体となった災害に強い大館市を目指すことができると考えています。

消防団の活動に協力する事業所等を 応援する県税の特例について



消防団概要

都道府県名 静岡県
 消防協会名 公益財団法人 静岡県消防協会
 実団員数 17,477名（うち女性団員 417名）
 HPアドレス <https://www.shizuoka-shoboukyokai.or.jp/>
 消防協会事務局 〒420-0853
 静岡県静岡市葵区追手町44番地の1
 公益財団法人 静岡県消防協会
 電話 054-221-4119
 メールアドレス shizu-shoboukyokai@poppy.ocn.ne.jp

活動内容

本条例は、消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、一定の要件を満たした消防団活動に協力している事業所等を、法人事業税又は個人事業税の減税により支援するもので、平成24年4月から施行されています。

令和4年3月29日、静岡県議会2月定例会において、期限を再延長する条例案が原案どおり可決成立し、適用期間が同年4月1日から3年間延長されました。

消防団に対する事業所等の理解が深まることにより、消防団員の活動環境の改善や、消防団への加入促進が期待されています。

【対象者】

- 以下の要件を満たす知事の認定を受けた法人※又は個人
- ※資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人に限る。
- ①県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。
- ②県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上（出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上）いること。
- ③消防団活動に配慮した就業規則等を整備していること。

【控除内容】

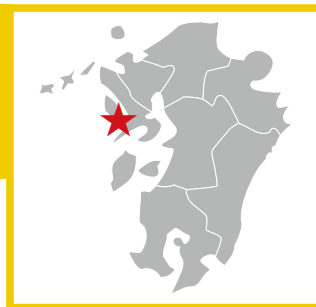
- ・事業税額の1/2に相当する額を控除（100万円を限度）
- ※平成28年3月31日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税と平成27年までの所得に対して課税される個人の事業税の控除限度額は10万円となります。

【控除実績（令和3年度）】

- ・控除件数 個人28件、法人225件
- ・控除金額 個人6,156,900円、法人139,901,400円



消防団協力事業所等マップの作成及び入団促進活動



消防団概要

都道府県名 長崎県
 消防団名 長崎市消防団
 実団員数 2,446名（うち女性団員 72名）
 HPアドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/220000/222000/index.html>
 消防団事務局 〒850-0032
 長崎市興善町3番1号
 長崎市消防局予防課 市民消防係
 電話 095-822-0425
 メールアドレス shoubo_yobo@city.nagasaki.lg.jp

活動内容

実施日： 令和3年6月1日～令和4年2月25日
 場所： 長崎市内
 目的・経緯： 消防団協力事業所等を広く市民に周知するマップを作成し、消防団員が活動しやすい環境づくりへの取り組み及び入団促進を目的に実施するもの。
 対象： 市民
 費用等： 3,711,858円



特記事項

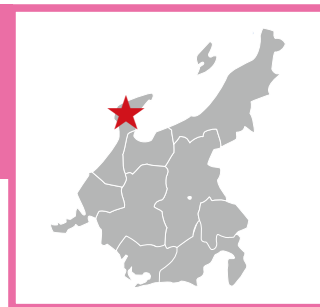
消防団協力事業所等マップを作成し、各種イベント等で活用することにより、市民に対して、地域貢献の一環として消防団活動に積極的に貢献している消防団協力事業所の存在を広く周知することと併せて、消防団協力事業所の認知度を向上させ、事業所の新規登録につなげることができ、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組むことができた。なお、本マップには消防団員応援の店についても記載したため、これらについても併せて周知を図ることができた。

また、商工会や大学と連携した加入促進イベントを実施し、若者に対して積極的な団員募集活動を行ったことにより、学生や女性の新規団員を確保することができた。

【実施期間中の実績】

- (1) 消防団協力事業所の新規登録 5事業所
- (2) 消防団員の入団 25名（学生：1名 / 25名、女性：5名 / 25名）

七尾市消防団 女性分団



消防団概要

都道府県名 石川県
 消防団名 七尾市消防団
 実団員数 360名（うち女性団員 13名）
 HPアドレス なし
 消防団事務局 〒926-0851
 石川県七尾市つつじが浜3番地83
 消防本部 消防課
 電話0767-53-1015
 メールアドレス fd.shoubou@city.nanao.lg.jp

実施日： 月1回程度
 場所： 地域の保育園、デパートなど
 目的・経緯： 令和4年4月1日から七尾市第1、第2消防団の組織再編を行い、七尾市消防団として発足しました。女性消防団も女性分団に組織変更し13名体制となりました。また、地域の課題に応じた女性分団ならではの活動について、意見交換会を随時行い、活動の意義や役割への理解をさらに深め、地域に貢献できるよう取り組んでいます。活動内容としては、大規模災害時の広報活動、防火指導（高齢者宅など）幼稚園・保育園の防火紙芝居や火災予防運動時の防火キャンペーン等、地域密着型とした活動に取り組んできております。（近年はコロナ禍の為活動が制限されています。）

対象： 一般市民

活動内容

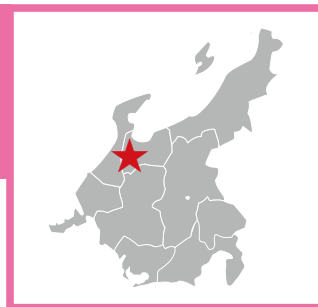


特記事項

女性の持つソフトな面は、対外的な広報活動において市民にアピールする上で、大きな役割を担っています。

しかしながら、女性分団員には「仕事・家庭・消防団」の立場があるため、活動の参加を見合わせる場合があります。そのため、女性消防団員の方々が消防団活動に専念できるサポート体制作りが課題となっています。

救命率の向上を目指して



消防団概要

都道府県名 富山県
 消防団名 南砺市消防団
 実団員数 1,126名（うち女性団員30名 内1名育休中）
 HPアドレス なし
 消防団事務局 〒939-1692
 富山県南砺市荒木1550番地
 南砺市役所総務部総務課防災危機管理係
 砺波地域消防組合南砺消防署
 電話 0763-23-2003
 メールアドレス fd-nanto@fire.tonami.toyama.jp

活動内容

実施日： 各地域行事開催日
 場所： 南砺市内各種行事開催場所
 目的・経緯： 女性分団員の活動の一環として、救急講習に力を入れています。毎年の上級救命講習受講と、一部団員が、応急手当普及員の資格を取得しています。その資格等を生かし救命率向上を目指して、活動を実施しております。市民から署への依頼があった救急講習の補助を実施し、技能の研鑽に務めてきました。また、退団後、在団中に習得した技術を生かすため、南砺市消防協力隊（消防団OBの会）に在籍し、日中の要請に、仕事で出向出来ない団員のサポート（代わりに救急講習に参加・指導）を実施しています。こういった環境の中で、少しでも分かりやすく、親しみやすく救命講習を実施出来ないかという団員の意見から、AED体操を考案しました。

**「なんとレディー分団」が
ご希望の各地域にお伺いします!**
 防火・防災について学んで
 災害に備えましょう☆

消防講習は消防署員さんと一緒にです☆

団員考案の体操を一緒に観ましょう!
 ●AED体操 (DVD)
 楽しくAEDの使い方を習得してもらうことを目的に制作しました!お話を観たら覚えやすいですよ☆

防火・防災について一緒に考えましょう!
 ●紙芝居やクイズ
 子供や高齢者にも!わかりやすく、楽しく学べるように考案しました!

いざという時使えるようにやってみましょう!
 ●消火器の取り扱い方
 ●救命講習AEDの取り扱い方など

お問い合わせご相談は 南砺消防署 0763(52)0119 まで
 南砺市消防団 なんとレディー分団

日時や内容等についてお気軽にご相談下さい!

この活動は「防火・防災の知識を深めること」を目的としたレディー分団の取組みのひとつです。ぜひ、ご活用下さい!

なんとレディー分団 AED体操をはじめましょう

「たおれている人 発見!」
 ① 周りの確保
 意識の確認
 反応がないよ
 助けを呼びましょう

「だれか来てくださーい!」
 勇気をもって 大きな声で言ひましょう

② あなたは119番
 あなたはAED
 呼吸しているか
 おなか10秒見ましょう

「呼吸なし! 胸骨圧迫!」
 左手をのばして その上に右手を重ね
 胸の真ん中を強く押しましょう
 足は肩幅に広げ 肩筋を伸ばしましょう

強く 早く たえまなく } 7回
 強く 早く たえまなく }
 強く 早く たえまなく }

「人工呼吸! 気道の確保!」
 ③ テコおさえ アゴを上げ
 鼻つまみ クチ指を
 2回ふき込んだら
 すぐに胸骨圧迫

「AED持ってきました!」
 人工呼吸 フーフー 息が入らなくても 2回で終わり 胸骨圧迫を続けましょう
 電源ボタンを押し 音声に聞きましょう

④ パッドを 強ったら
 身体から 離れましょう
 ショックが終わったら
 すぐに胸骨圧迫

救急車が来るまで たえまなく続けましょう
 AED/パッドは取らずに ずっと そのままにしておきましょう

あなたの 勇気が 命を つなぎます

活動内容

対象： 市内の各行事参加者
 内容： オリジナルDVDを作成し、地域の防災訓練等で配布しました。救命の一連の流れを童謡に載せる事で、親しみを持ってもらいやすく、セリフを繰り返すことで、耳残りもあり、体操を通して、誰でもAEDを使用出来るように考慮し作成しました。業者等に依頼せず、団員がすべて自ら作成しています。広く市民に知ってもらうため、南砺市ホームページにも掲載中です。

アドレスは、

<https://www.youtube.com/watch?v=7tFZmptyqvc>

市防災訓練、地区のイベントなどで、女性団員が中心となり、実演し、楽しくPRを実施中です。



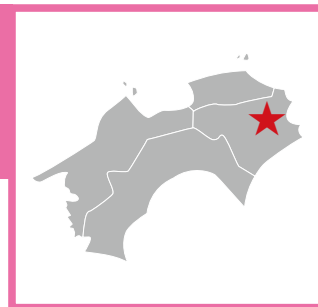
YouTube AED
体操の動画

- ①各種イベントでは、なかなか積極的に前に出て一緒に体操を実施してくれる市民が多いとは言えません。しかし、消防団員は、火災などの災害だけでなく、市民を守るための活動を実施していると言う事を、参加者に知っていただく事が出来たと思います。近年では、消防署にではなく、地元女性分団員に直接、救急講習を実施して欲しいと依頼が入ることがあります。女性分団員の活動がAEDの使用に関して関心を持って頂くことに、貢献したと思います。
- ②全国女性消防団員活性化大会で、PR展示を実施しました。好評を得ました。

特記事項



女性消防隊の活躍が消防団の力になる



消防団概要

都道府県名	徳島県
消防団名	神山町消防団
実団員数	347名（うち女性団員 21名）
HPアドレス	なし
消防団事務局	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町役場 総務課 交通防災係 電話 088-676-1111 メールアドレス soumu@kamiyama.i-tokushima.jp

活動内容

神山町消防団では平成30年12月に女性消防隊を発足しました。現在は21名の隊員が所属し、毎月第4水曜日に防火宣伝活動として、町内全域を2班体制で車両による巡回広報を実施しています。町域が広く、主要幹線沿いを巡回するだけでも1時間以上かかりますが、隊員の出勤率は高く、主要な活動として取り組んでいます。また、緊急時の応急処置を習得するため講習会を開催し、15名の隊員が普通救命講習Ⅰの技能を習得しています。

加えて、本消防団では初めてとなるラップ隊を女性隊員で編成しました。当初は3名だったラップ隊も現在は7名の隊員が所属し、出初式や町内で開催されるイベント等で演奏を行っています。コロナ感染症の影響もあり、披露できる場面は少ないのが現状ですが、隊員達は練習を積み重ね、演奏技術の向上に努めています。

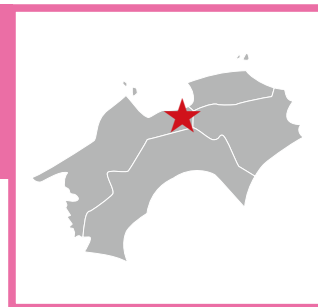
新たな活動として、災害時に孤立した集落での救助活動を想定して、徳島県消防防災航空隊による降下訓練を見学、防災ヘリ搭乗訓練なども実施しています。



特記事項

女性消防隊の活動方針が本団の後方支援であり、火災現場への出動など現場での活動は想定していません。発足から4年、女性消防隊ができる活動とは何か？隊員自身で考えながら、できることを進めてきました。コロナ感染症の拡大により、研修会や会合も思うように開催できていませんが、自分たちにできることを精一杯に進めていくことが女性消防隊活動の活性化につながり、それが消防団の力になると考え、これからも女性消防隊活動を進めていきます。

市民に寄り添った活動



消防団概要

都道府県名 愛媛県
 消防団名 四国中央市消防団
 実団員数 1,191名（うち女性団員 10名）
 HPアドレス <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>
 消防団事務局 〒799-0413
 愛媛県四国中央市中曾根町500番地
 四国中央市消防本部 警防課 総務係
 電話 0896-28-6935
 メールアドレス syoubou3@city.shikokuchuo.ehime.jp

コロナ禍の影響で、各種イベントが中止となる中、今年度より新たに四国中央市「うまフードパントリー中之庄」でのボランティア活動に取り組んでいます。日本ではひとり親の世帯や、失業など何らかの理由で十分な食事をとることができない人々があります。「うまフードパントリー中之庄」では、必要とする人に食べ物が行き渡るように「ひとり親世帯」・「コロナ禍で失業」などの方々を対象に無料で食品をお渡しする活動をされており、これは消費する側にとっても社会全体の食品ロス削減に貢献できる活動です。私たち女性消防団員は毎月1回開催される配布日に企業や団体、個人から寄せられた様々な食料品の仕分け作業のお手伝いをさせていただいております。これが女性消防団員としてふさわしい活動？と思われる方もいらっしゃると思いますが、西日本豪雨災害を経験された他市の女性消防団員より「物資の仕分け作業が大変だった」と伺い、災害を経験したことのない私たちにとっては貴重な訓練の場となります。

活動内容



また、団員同士が協力して行うことにより、チームワーク強化にも繋がります。何より、私たちが活動する上で最も大切にしている「市民に寄り添った活動」が出来るのではないかという思いから、消防団PR活動も含めて行うことにより、団長をはじめ、幹部の方々にご理解をいただきました。

特記事項

少しずつですが、女性消防団員の活動を知っていただいているようです。今後も自分たちができることを活動に繋げていく予定です。

その他の活動事例

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容	
訓練災害活動	青森県	三沢市消防団	<p>【消防団員による中継送水訓練】 この訓練は各種災害発生時に適切な消防活動を展開できるよう、団員個々の的確な基本動作及び安全、迅速、確実かつ円滑な共同作業の習熟を図ることを目的として中継送水訓練を実施する。併せて、各消防団員による放水訓練を実施した。団員からの訓練のあり方について、色々と意見をいただいております、より実践的な活動訓練の企画及び実施が必要である。</p>	
	宮城県	富谷市消防団	<p>【富谷市消防団基礎訓練】 今回の訓練では、団員の基本的な知識、動作の習得を目的に、6日間に分けて計85名の団員が消防職員による指導の下、訓練を実施しました。前半には訓練礼式を行い、後半には操法の基礎である、ホース結合、ホース延長などを行いました。時にはベテラン団員が新人団員に直接アドバイスするなど、自らが手本となり、真剣に訓練を行いました。今後も継続的に訓練を開催し、技術向上を目指してまいります。</p>	
	宮城県	美里町消防団	<p>【令和4年7月15日から16日にかけて降り続いた大雨災害人命救助・被害軽減に貢献】 令和4年7月15日から16日にかけて降り続いた低気圧及び前線に伴う記録的な大雨により町内を流れる北上川水系出来川が氾濫・決壊したほか、町内各地で内水氾濫が発生し、人的被害はなかったものの住宅や農業関連の被害が相次いだ。団長指揮のもと、3日間で延べ166人が災害対応にあたった（巡視除く）。特に、北上川水系出来川が氾濫した北浦姥ヶ沢地区及び決壊した鳥谷坂地区では、救命ボートを使用した救助活動を実施し、人命救助に貢献した。</p>	
	宮城県	美里町消防団	<p>【令和4年度北上川下流及び江合川・鳴瀬川総合水防演習に参加】 水防技術の向上並びに水防体制の強化を図るとともに、住民の水防に対する理解を得ることを目的に開催した。団長以下、32人の消防団員（水防団員）が月の輪工を実施し、水防技術の向上に努めた。</p>	
	宮城県	美里町消防団	<p>【令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震応急給水活動に従事】 令和4年3月16日（水）午後11時36分頃に発生した福島県沖を震源とする地震が発生し、町内では震度6弱を観測した。この地震により宮城県大崎広域水道の送水管が破損し、町内のほぼ全域で断水が発生した。断水対応として隣県の山形県の自治体に応援を要請し、自衛隊に災害派遣要請を行った。町内にある緊急用飲料水備蓄タンク（セーフティタワー）や給水車による応急給水に従事した。3日間で延べ68人の消防団が活動し、町民に飲料水を提供した。</p>	
	秋田県	秋田市消防団	<p>【地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練】 総務省消防庁から水害対応資機材（浸水被害に対応した排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケット）が無償貸与されたことから、管轄内に氾濫想定区域を有する分団に対して、各資機材の取扱い習得および管轄消防署との連携強化を目的とした訓練を実施しました。管轄消防署と管轄分団との連携訓練は、災害現場における消防活動の連携強化にもつながることはもちろん、今回、新たに行った水害対応資機材の取扱い習熟に努め、地域防災力の向上に努めます。</p>	

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容	
訓練災害活動	群馬県	上野村消防団	<p>【高低差が激しい山地での中継送水訓練】 今回の訓練は、全長約1.3km、高低差約120mの環境下における中継送水訓練を計画し、中継部署位置を協議しながら実践しました。この取り組みを、自治体、消防団及び消防署が協議連携して行うことにより、必要ポンプ台数の把握、配置部署の統一を図り、更には高低差が激しい状況下において、可搬ポンプ使用時の各部分の負担等を学べる環境を今後も継続実施し、更なる地域防災力向上を目指します。</p>	
	茨城県	つくばみらい市消防団	<p>【土砂災害の警戒訓練を実施！！】 梅雨の時期から秋にかけて、大雨が降る可能性が高くなり、土砂災害や水害の危険性が高まります。市内には、茨城県が指定した土砂災害警戒区域が24箇所あります。今回、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」の実施に伴い、茨城県内では唯一、市防災担当部署と市消防団が連携して大雨の時期に備え、市内11個分団が土砂災害警戒区域及び河川の巡視、その結果を報告し、巡視場所や報告方法の手順などの確認を行いました。その後、2箇所に分かれ、風水害対策として、土のう作りを行い、災害に備えております。</p>	
	大分県	由布市消防団	<p>【湯布院地域防災訓練】 本訓練は、由布市地域防災計画及び国民保護法等に基づき、台風による水害を想定した訓練を行う。市が被災直後に由布市災害対策本部を設置したのち、湯布院支部災害対策本部として迅速かつ的確な災害対策活動を行う際の防災関係機関との相互協力体制の確立と、実践による訓練を行うことにより、災害を警戒防御し、被害の軽減に努めるとともに、地域で活動する消防団員の更なる資質向上ならびに地域住民の防災意識の高揚を図ることを主たる目的とする。</p>	
地域住民等への広報	青森県	三沢市消防団	<p>【秋の火災予防運動実施に伴う入団促進広報】 令和4年10月17日（月）から10月23日（日）まで秋の火災予防運動が実施され、実施に先立ち三沢市消防団では10月16日（日）ユニバース三沢堀口店で火災予防啓発活動と消防団への加入促進活動を実施しました。全国的に消防団員数の減少問題が深刻なため、地道な消防団員広報活動が必要である。</p>	
	福島県	南相馬市消防団	<p>【福島県南相馬市消防団PR活動（あきいち2022）】 イベントでは、消防団募集チラシ等を配布しながら、水消火器の体験、消防車両の展示、写真撮影を通じてPRを実施しました。また、吉本芸人とともにイベントステージでもPRを行い、来場者に消防団の取り組みについて発信しました。子供の消防車両への関心が高く、多くの親子連れに消防団のPRが行えたと思います。 このようなイベントでのPRも含め、まずは消防団という組織についての理解、若い人たちへの興味・関心を持っていただくことから取り組んでいき、団員の確保に繋がりたいと考えています。</p>	
	和歌山県	有田市消防団	<p>【全国火災予防運動に伴う防火啓発活動について】 火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。・防火意識の向上の呼びかけ・防火ティッシュやパンフレットの配布・「火の用心」や「住宅用火災警報器PR」ののぼりを掲げる。この活動により、市民の防災意識が向上していると思っておりますので、今後も行っていきたいと考えています。</p>	

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容	
組織・装備の強化	北海道	羊蹄山ろく消防組合 倶知安消防団	<p>【地域の環境を踏まえ 分団組織再編へ！ 分団を2分団増設】 令和4年4月1日付けで倶知安消防団に新しく「ニセコひらふ分団」、「女性分団」の2分団が誕生し、1本部5分団の新体制となりました。団員定員数を増加するのではなく、補充団員を新分団へ増員するという形式です。団員数減少が危惧されている昨今、当消防団は10年以上実定員を確保できているという、大変ありがたい状況です。ニセコひらふ分団長も、古巣の分団からの人員異動ではなく、郷土防災という同じ志を持った友人、知人を新規参入し、分団運営を目指しています。</p>	
	宮城県	多賀城市消防団	<p>【消防団アプリを活用した消防団運営】 多賀城市消防団は団員の7割が被用者であり、消防団活動を兼業しているため、事務の負担を軽減することが課題でした。実際、団員の中からも「所属団員への事務連絡の手間を簡素化できないか」、「予定の出欠確認・報告等のスケジュール管理が大変」といった声が上がっていました。また、令和4年度から消防団員の処遇改善を行ったことにより、出勤時間の管理も必要となりました。この課題を解決するため、多賀城市消防団では、情報伝達や事務連絡のサポートを目的とした消防団アプリを導入しました。</p>	
	宮城県	南三陸町消防団	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に対応した装備品を配備】 消防団員の安全確保を目的として感染対策が必要であることから、消防団員が感染リスクを軽減した中で活動できるよう、国の令和2年度第3次補正予算等の措置による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、新たに感染対策用防護（N95）マスク及び感染リスクを低減させるための防護服としての代替えに有効な高視認雨衣を配備しました。</p>	
	福島県	郡山市消防団	<p>【消防団参集アプリの導入】 大規模災害が増加する近年、地域防災の一翼を担う消防団の重要性はますます高まっており、災害時における初動対応が被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響を及ぼすと考えます。消防団参集アプリ「S.A.F.E.」は、各団員のスマートフォンやタブレット端末にアプリをダウンロードすることにより、火災の発生や出動要請等を迅速に確認することが可能となるとともに、出動状況の管理及び出動体制の可視化など地域防災力向上のため導入しました。</p>	
	東京都	麴町消防団	<p>【消防団組織強化 タブレットによるDXの推進】 麴町消防団では、団本部及び分団本部に対してタブレット型端末装置配置し、災害時の情報共有だけでなく、リモート幹部会議等の活用を検討しています。東京都では「未来の東京」戦略の中で「DXでスマート東京を実現」を掲げて生活の質の向上を目指しています。消防団においてもデジタル化するだけでなく、DXを推進することで消防団業務運営の質の向上を図らなければならないと考えています。</p>	
	兵庫県	宝塚市消防団	<p>【最大活用！輝け！救助用資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車！】 本市では、消防団員の教育訓練を目的として、総務省消防庁から救助用資機材及び小型動力ポンプ搭載多機能車が無償貸与されました。無償貸与に伴い、令和4年3月6日に宝塚市役所西谷庁舎にて配置式及び取扱い訓練を実施しました！近年激甚化・頻発化する豪雨災害等に対して、組織としてより迅速に対応するため、今後は無償貸与された資器材を最大限活用し、消防団員の教育訓練や災害対応に努めます！</p>	
消防団員に対する教育訓練	宮城県	岩沼市消防団	<p>【機関員講習会】 ポンプ運用を定期的に確認する場として、機関員講習会と林野火災を想定した中継ポンプ送水訓練を毎年交互に実施しています。当日は、40名程の団員が参加し、普段使用するポンプの仕組みを改めて確認するため、トーハツ県南サービス(株)に講師を依頼し、ポンプの構造や運転後の保守点検、低速高負荷運転による故障原因等について教わりました。また、岩沼消防署の協力を得ながら、ポンプ揚水訓練とポンプ車両積載資機材の取扱い訓練を実施しました。</p>	

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容	
消防団員に対する教育訓練	大分県	国東市消防団	<p>【地域防災力の充実強化に向けた取り組み】 2班にわかれて消防団配備の資機材の取扱い訓練、救急講習、訓練出動を78名で実施。消防庁貸与の救助資機材を消防署職員の指導のもと実際に扱うことで使用方法、諸元性能を知る。救急講習を受講しガイドラインの変更点とコロナ禍での心肺蘇生法の注意点を学ぶ。</p>	
消防団協力事業所・サポーター事業	福島県	郡山市消防団	<p>【消防団処遇改善事業】 消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、地域防災の要である消防団員の処遇改善を行いました。 (1) 年額報酬・出動報酬の増額 年額報酬：団員及び班長階級の報酬を千円増額した。 出動報酬：出動1回3千円の定額から、出動1回（5時間未満）4千円、以後1時間毎に千円加算（上限8千円）へ増額した。 (2) 自家用自動車等保険への加入 消防団員が自宅等から自家用車等により詰所等に出勤する際の事故へ対応するための保険へ加入しました。</p>	
	福島県	郡山市消防団	<p>【消防団員準中型自動車運転免許取得費補助事業等】 道路交通法の一部改正（平成29年3月12日施行）に伴い、新たに「準中型免許」の区分が設けられたことから、改正後も消防団員が活動に支障をきたすことがないよう、準中型免許取得に要する経費の助成を開始しました。 また、水害時はボートによる人命救助を行うことから、2級小型船舶操縦免許取得に要する経費も助成しています。</p>	
	福島県	郡山市消防団	<p>【消防団サポート事業】 消防団員の処遇改善の一環とし、消防団員とその家族に対して事前に登録された事業所を利用した際に特典を付与する内容で本制度を導入した。特典を受けられる消防団員のみならず、登録事業所においても消防団活動に協力しているということでイメージ向上を図ることができ、消防団員と事業所側においても魅力を感じられる事業となっている。</p>	
女性消防団員の活動	神奈川県	横浜市港北消防団	<p>【風水害に備え、女性消防団員が水害対策訓練を実施】 横浜市港北消防団は、地域毎に構成された7つの分団のほか、女性消防団員のみで構成された第八分団を設置しています。女性だけで構成された分団は、横浜市内各区の消防団で唯一となります。港北消防団では、女性消防団員を対象に男性同様の実践的な訓練を通年で実施しています。9月には、港北区内にあるプールをお借りして、水害対策訓練を実施し、浮環やボートを活用した救助要領、自身が落水した際の安全行動を確認しました。</p>	
	岐阜県	御嵩町消防団	<p>【女性消防団員の活動について】 10名で組織された女性消防団は広報活動を主体として活動しており、令和3年11月1日（月）、5日（金）に町内4保育園を対象とした幼年防火教室を実施しました。この幼年防火教室は、幼年期の防火・防災意識の向上を目的に女性消防団員等が各施設を訪問し、避難訓練、消火訓練及びポンプ車の見学を行っています。 ポンプ車の見学では実際に乗車することもできたため、園児たちは「すごーい！」と大喜びであったとともに、火災や地震が起きた際に取るべき行動を学ぶことができました。</p>	
	愛媛県	東温市消防団	<p>【女性消防団の応急手当普及員講習指導】 現職の救急救命士が講師を務め、女性消防団を対象に応急手当普及員講習を開催しました。座学で知識の向上を図ることができ、グループでの実践的な指導方法を繰り返し行うなど、大変有意義な講習となりました。 コロナ禍において催し物や集まる機会が減り、応急手当を市民の皆様へ指導する機会が減少傾向ですが、自宅のパソコン、タブレットPC、スマートフォンを使用して簡単にできる応急手当Web講習（e-ラーニング）のご案内を東温市ホームページに掲載し、普及啓発に努めています。</p>	



第Ⅳ章

新たな災害環境に対応する
消防団のあり方に関する講座

令和4年度 新たな災害環境に対応する 消防団のあり方に関する講座

日本消防協会では、消防団員の確保や消防団組織の充実強化、活性化を一層促進していくことを目的に、全国各地へ講師を派遣し、消防団員確保対策、組織運営、住民への啓発指導、災害対応などに関する具体的な方策についての講座を開催し、今年度は計20回実施いたしました。

また、最前線で活動する消防団員や防災関係者と講師が意見を交換する場を設けることにより、今後の消防団運営の一層の活性化に役立てたいと考えています。



広島県 呉市消防団
団長 新宅 修宗 氏



元 愛知県 豊橋市消防団
団長 松下 直弘 氏



千葉県 市川市消防団
団長 安達 博 氏



富山県 小矢部市消防団
分団長 嶋田 幸恵 氏



兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科
教授 阪本 真由美 氏



元 神奈川県 川崎市消防局職員
中村 敏一 氏



元 茨城県 阿見町消防団 団本部 女性部
部長 山本 みゆき 氏



新潟県 糸魚川市消防団
団長 齊藤 直文 氏



(一社) リスクウォッチ
顧問 長谷川 祐子 氏



株式会社 防災士研修センター
取締役業務部長 谷口 由美子 氏

..... 会 場



各講座実施状況		
回	実施日・場所	演題・講師
1	令和4年7月7日(木) 茨城県	平成30年7月豪雨における消防団活動 広島県 呉市消防団 団長 新宅 修宗 氏
2	令和4年8月26日(金) 石川県	これからの消防団運営のあり方について 元 愛知県 豊橋市消防団 団長 松下 直弘 氏
3	令和4年10月19日(水) 長野県	消防団員の確保について～CIVIC PRIDE 自分たちの街への愛着と誇り～ 千葉県 市川市消防団 団長 安達 博 氏
4	令和4年11月12日(土) 山口県	消防団員の確保について～CIVIC PRIDE 自分たちの街への愛着と誇り～ 千葉県 市川市消防団 団長 安達 博 氏
5	令和4年11月15日(火) 山形県(オンライン開催)	平成30年7月豪雨における消防団活動 広島県 呉市消防団 団長 新宅 修宗 氏
6	令和4年12月1日(木) 宮城県	みんなで守ろう!!消防団活動～消防団員の確かな絆～ 富山県 小矢部市消防団 分団長 嶋田 幸恵 氏
7	令和4年12月3日(土) 秋田県	女性のパワーを活かし、地域の災害に備える 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 阪本 真由美 氏
8	令和4年12月11日(日) 宮城県	災害図上訓練 DIG(風水害版) 元 神奈川県 川崎市消防局職員 中村 敏一 氏
9	令和4年12月18日(日) 東京都	女性の視点を活かした防災 元 茨城県 阿見町消防団 団本部 女性部 部長 山本 みゆき 氏
10	令和5年1月19日(木) 岩手県	糸魚川市駅北大火からの教訓～消防団はどう活動したか大火から得た現状と課題～ 新潟県 糸魚川市消防団 団長 斉藤 直文 氏
11	令和5年1月22日(日) 三重県	平成30年7月豪雨における消防団活動 広島県 呉市消防団 団長 新宅 修宗 氏
12	令和5年1月29日(日) 滋賀県	災害発生時、女性消防団員が可能な災害対応を考える (一社) リスクウォッチ 顧問 長谷川 祐子 氏
13	令和5年1月31日(火) 和歌山県	平成30年7月豪雨における消防団活動 広島県 呉市消防団 団長 新宅 修宗 氏
14	令和5年2月6日(月) 埼玉県	これからの消防団運営のあり方について 元 愛知県 豊橋市消防団 団長 松下 直弘 氏
15	令和5年2月12日(日) 奈良県	女性消防団員とのディスカッション 元 茨城県 阿見町消防団 団本部 女性部 部長 山本 みゆき 氏
16	令和5年2月12日(日) 兵庫県	コロナ禍だからこそ、発信できるお仕事を学ぼう (一社) リスクウォッチ 顧問 長谷川 祐子 氏
17	令和5年2月17日(金) 群馬県	災害図上訓練 DIG(風水害版) 元 神奈川県 川崎市消防局職員 中村 敏一 氏
18	令和5年2月20日(月) 福島県	消防団員の確保について～CIVIC PRIDE 自分たちの街への愛着と誇り～ 千葉県 市川市消防団 団長 安達 博 氏
19	令和5年2月24日(金) 新潟県	2023年 どう備え、戦うか 新潟に迫る地政学的危機と防護 (一社) リスクウォッチ 顧問 長谷川 祐子 氏
20	令和5年2月26日(日) 広島県	女性団員が創る未来(あした)の防災 株式会社 防災士研修センター 取締役業務部長 谷口 由美子 氏

地域防災力の 充実強化と消防団

新たな災害環境に対応する
消防団運営

2022